

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 1 号

奈良県立民俗博物館

目 次

はじめに			
奈良県吉野地方の トチ・カシ・ホソの実の食制	浦西勉	1	
奈良晒布の織技的変遷	芳井敬郎	11	
龍神・水神祈願	松崎憲三	23	
中世興福寺荘園にみる 水利慣行をめぐって	奥野義雄	30	
民俗博物館における 収蔵資料の整理	大宮守人	38	

はじめに

当民俗博物館も開館して2年余を経過し、多くの県民の方々をはじめ、関係機関ならびに民俗学かつ民族学・考古学・歴史学・建築学など専門領域の方々のご協力、ご支援をいただきながら、博物館としての諸事業を実施してまいりました。

本誌は、当館の学芸員がそれぞれの領域あるいは展示テーマに基づいて実施した調査研究活動の結果を年次報告の形式で編集刊行したもので、多少なりとも県民各位をはじめご尽力いただいたの方々のお役に立つことができれば誠に幸いに存じます。

なお、調査・研究にあたっては、各方面の研究者、専門家をはじめ、多くの方々からご協力、ご助言を賜わり、ここに深く感謝申しあげるとともに今後とも、皆様方の一層のご指導とご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

昭和52年3月

奈良県立民俗博物館

館長 川内 一郎

奈良県吉野地方のトチ・カシ・ホソの実の食制

浦 西 勉

はじめに

奈良県吉野地方は急峻な山岳地形をなし、集落は十津川・北山川・吉野川の谷々に点在している。これらの集落の中には米を全く作らない所もある（特に大塔村・天川村・上北山村に多い）。また他の地域も、急斜面のため一般的に水田耕作は少ない。それ故以前の食生活はほとんど雑穀を中心とした食生活であり、大麦・ハダカ麦・小麦・ヒエ・アワ・キビ・トキビ・シコクビエ・ソバ・サツマイモ・サトイモ・ニドイモなどが重要な食物となっていた。

このような土地柄のため、自然採取による食物も重要な食糧となっていたと考えるのは難しいことでもない。本稿では、自然採取食物として木の実を取り上げ、食制を中心に報告することとする。調査対象地域は十津川村・下北山村・上北山村・野迫川村・大塔村・川上村・天川村であり、一般に奥吉野と呼ばれている地域である。調査は昭和50年11、12月及び昭和51年1月の計三回、各三日ずつ行なった。また木の実の利用について郵送によるアンケート調査も別途に行なった。

吉野郡の山地で食べられた木の実は次の通りである。トチ・シバグリ・カヤ・カシ・シブレ・アサアラ・ヤマモモ・イチョウ・シャシャゲ・サクラ・クルミ・クルビ・ヤマナシ・ナベサギ・シイのミ・アララのミ・ブナ・シビレン・サセンボウ・カシマメ・ケンノミ・椿の実・エノミ・クワのミ・柿・ヤマナシ・ホソ等。

以上あげた木の実は今調査して聞き得たもので漏れているのもあろうと思うし、また地方名で呼ばれているため、実物を比較してみなければならぬのだが、とりあえず記してみた。以上あげた木の実について、利用度の高いのは、シバグリ・トチ・カシ・ホソ・カヤなどである。たとえばシバグリの場合、日常食べられている上に、正月の雑煮の中へ入れる風習が有るのをも伺える（野迫川

村柰原）。またカヤの実は食用油として利用され、大塔村引上には共同でカヤの実を絞る道具が残っており、このことから利用度の高いことが伺える。

さて今回、以上あげた木の実特にトチ・カシ・ホソの実に焦点をあてて、報告することにする。

I. トチの実の食制

今回の調査で作制した、トチの食べられていた村の分布地図をみると、北山川筋では、下北山村、上北山村、支流の葛川上流の村々、吉野川筋では、人知より上流、十津川筋では滝川・重里・武蔵・大野・永井などで食べられていたことが解る。このうち伝承の強く残っているのは、上北山村と十津川村の葛川の村々である。今もこれらの村ではトチの実を利用している。

次にあげた3例は、今日まだトチを使用している村の事例である。

例(一) 上北山村西原 浦東スワ氏(明43生)

同 上 新谷利雄氏(明32生)

① トチの実のよくなった木をみわけするには、トチの葉をみる。葉が酔うほど(紅葉すること)その木にはトチの実が沢山なっている。トチはマドチと言って、1年交代になる年ならん年があり、だいたい4年周期である。トチの実は彼岸ごろ(9月中旬)拾いにゆく。トチの実は一度に落ちてこないで待つて拾う。これを「待ちどち」と言う。彼岸前に拾えたトチは早速トチ餅を作り、仏壇へ供えた。トチの実は大きい実のと小さい実のと2種類あり、小さいのが早生である。

② 拾ったトチを水の中へつける。2日～3日。桶の中へ入れておいてもよい。

③ 水からあげて、陽に干す。

④ 保存する。

⑤ トチ餅を作る時、保存したトチを、一度湯の中へ入れ、少しもとにもどして、トチワ

りというもので割ってゆく。

⑥ 次にトチのアクヌキをする。穴のあいた1斗カンの底に、木綿のボロを敷いて、その上に灰を入れる。灰は、ナラ・トガの灰が良い。この灰をアワシバイと言う。このアワシバイに沸湯した湯を入れ、1斗カンの穴から漏れた灰汁を、木の桶にあつめる。トチの実をその中へ入れて、2～3日つけておくと、黄色く色がついてくる。これをアクヌキという。

⑦ 黄色くなったトチを、水であわす(あわすとはトチの実の黄く染まった色をぬくことを言う。川上村柏木ではサラスと言う)昔は木綿の荒い目の袋に入れ、川水であわした。こうして黄色がとれれば、あげてくる。

⑧ 次にもう一度、灰汁の中につける。この灰汁をクイイクと言う。トチ1升到灰3～4合ぐらいの灰汁である。

⑨ 糯米2升到トチ1升の割でつくったトチモチがおいしいが、トチが多くて、糯米が少なくてもモチになる。トチはねばりけがある。(以上川上村柏木辻久氏談とほぼ同様)。

例(二) 下北山村上池原 今西タケ氏(明20生)

① トチの実はなる年とならん年がある。トチの実は、8月・9月のシケドキ(台風のことをいう)の翌日、トウヨウという山へ拾いにゆき、1石も2石も拾った。

② 2升ダルに水を入れ、その中へトチの実

を入れて、5・6日つけておく。虫をころすためである。

③ 天日で干す。

④ 保存する。

⑤ 使う時は、沸かしたらん湯の中へ入れて、少しもどして、外殻を取る。大きなトチだとナガタナで少し刻んで、金槌でびしゃく。トチを杓にして、たたくと殻がとれる。石の上の台でたたく。

⑥ 殻を取ると灰汁に入れる。灰汁の灰は、ボウソ・カシの灰がよい。トチ3升到バケツ1杯の灰が必要で、灰の悪いのと良いのがあるので、灰汁をなめてみて、舌がピリピリとすると良い。そこにトチを2晩入れておく。トチのクレがつぶれたら出す(クレとはアクのことか)。

⑦ 川へあわしにゆく。7・8日(10日でも)あわして、つめでトチをめくると、白いのが内から出てくればよい。しがんでもニガミがなくなるとザルにあげる。川にあわしにゆくには、地の悪い木綿の袋に入れてあわす。また桶の中で、トチを入れて、板でこじてあわすこともあった。

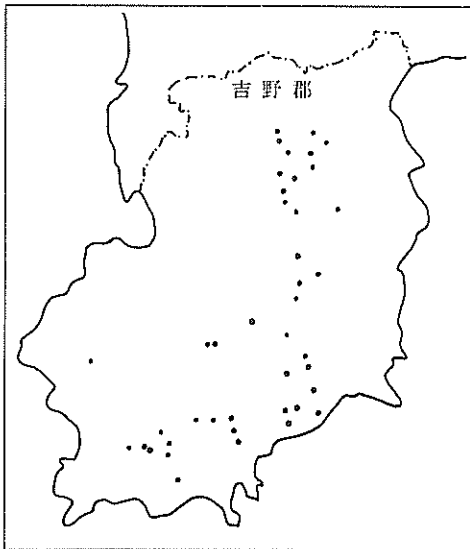
⑧ もう一度、灰汁へトチをつける。この灰汁をアワシバイまたはクイイクと言う。クイイクに入れたトチを、ゴハンやおカイサンに入れてみて、ピシヤク(トチがベトベトになること)と、アワシバイからあげる。

⑨ トチ餅にするには、モチ米1升到トチを茶碗に3・4杯の割で蒸す。トチがセイロの底にくるようにする。また、トチの実を蒸して、モロブタに入れて、粉にすることもある。

⑩ トチと粟の餅を作ったり、トチの粉と糯米と混ぜて、餅にすることがあった。トチは米のタリニと言う。

例(三) 十津川村上葛川 中チョ氏

① トチはマドチにしかならぬ。2年交代にしかならない。笠捨の谷、村の里奥にトチの実を拾いにゆく。朝の2時～3時ごろから、つくろうて(服を着て)、提灯をともして山へゆく。ナマドチというのは、拾ったすぐのトチの実のことである。それを2斗から2斗5升を袋に入れて、オイソで持って帰った。ナマドチを1度に3斗持って帰ったことがあるが足がブルブルふるえた。トチの実ハネ



▲ トチを食べた村の分布図

(葉)が輝ると豊作である。

- ② かついで来たトチをすぐ、水の中へ入れる。1晩中入れておく。虫の入っているのは浮いてくる。
- ③ 陽に干す。これは1ヵ月でもよい。中の実が外殻と離れてガラガラになる程よい。これをカレドチという。
- ④ 保存する。
- ⑤ 正月前になると、半日程カレドチを水に入れて、ふくらましてから、金槌で割ってゆく。
- ⑥ 次にトチ2升到、きれいにふるうた灰1升の割合で灰を使う。灰にタマタチ湯(沸いた湯)をかけて、灰汁を集める。1晩中灰汁の中へトチの実を入れておく。
- ⑦ アケ(翌日)の日、川へゆき、灰汁つけたトチを洗いにゆく。このことをハイマブシと言う。袋に入れ川へ流したこともある。
- ⑧ 川で洗ったトチを、もう1度、灰汁の中へ入れる。トチ2升到に灰2升5合の割合の灰汁の中へ1晩つける。
- ⑨ 翌日あげて、セイロで蒸す。トチの実のみを蒸し、蒸さってくると、熱い湯をシャコでかける。トチ餅にするには、このトチと米とを1対1の割がおいしい。またトウキビの粉(この地方でカンザラシと言う)でトチ餅をつくった。

以上3地域を選びトチの実の食制の事例を報告したが、この3例から考えられたのは次のとおりである。

(1) トチの実の外殻を割る方法には2種ある。1つはトチオシ(例(-)・川上村柏木)トチシャギ(下北山村下桑原)という道具を使う例と、もう1つは、木槌か金槌によって割ってゆく(例(二)・例(三))例である。トチオシというのは自家製の簡単な道具であるが、使用するには少々コツがいる。

十津川村下葛川では、トチの外殻を割るには金槌を使う。同村の乾マサエ氏(明32生)も同様にトチの実を割るが、家の天井裏から、2枚板を合わせた道具がみつきり、それは、例(-)や川上村で言う、トチオシと同型のものである。乾氏はこの道具の使用法や名前など知らないという。明治の中頃にこのトチオ

シはすたれたものであろう。今日金槌を使っている村々は、明治中頃からの食糧事情が良くなったため、トチの実の食制を捨てた時に、同時にトチオシも捨ててしまった。戦時中再び食糧事情悪化にともない、トチの重要性をかえりみられた時、トチオシを使わず、金槌を使用したのだと考えられる。

(2) トチの実の調製のうち、伝承の濃く残っているのは、トチの実のアクヌキ方法である。

⑥ 灰汁を2回使用。 { 例にあげた村、
および調査した
ほとんどの村

⑦ 灰汁を1回使用。 { 十津川村滝川

⑥の場合はほとんどの村で行なわれている。灰汁の名称は、1回目を「アワシバイ」「クツハエ」単に「ハイジル」などが多い。2回目の灰を「クイアク」「ウイバイ」などとよばれている。

2度灰汁を使うというのは、1度目の灰汁はトチのアクをぬく役目。2度目の灰汁は、トチの実が、つぶれやすいようにするためである。灰の分量は、1度目は、灰とトチ1対1(川上村柏木)1対2(例(三))、トチ3斗にバケツ一杯(例(二))など、様々に異なる。これは灰の質が良い灰・悪い灰によって異なるためで、灰汁をなめて舌がピリピリ(例(二))すると良い灰汁だというのが多い。2度目の灰は、トチ一升到に灰3・4合(例(-))、トチと灰と同量(例(三))などがある。1度目の灰の量より少なく、灰汁につける日数も少ない。⑦の灰汁を1度だけ使う例は十津川村滝川の岡部コミエ氏(明30生)の伝承による。

殻をとってから、石臼で粉にし、それを、2、3日灰汁につける。そしてそれを炊きアクをぬくと言う。

瀬川清子著『食生活の歴史』(P44)の岐阜県揖斐郡春日村の例では、灰は全く使用していない。

吉野郡の場合は、1回あるいは2回灰を使うのが基本である。なお、灰はコンニャクを作る時も使用する(天川村、大塔村)。

また下北山村、十津川村では、ハイガマが

よくみられる。灰の利用度が高かったと思える。

(3) 次に食べ方であるが、今回知り得たことは少なかった。

⑥ トチの実のまま使用

⑦ トチを粉にして使用

⑥の実のままと⑦の粉にするのは、両方とも用途は同じである。トチメシ・トチガユ・トチモチ（トチモチでも粟・糯・トキビなどと作ったモチもある）にして食べる。

餅の食べ方は、茶碗にお茶を入れ、その中に焼いたトチ餅を入れて食べるか（十津川村上葛川）単に焼いて砂糖をつけて食べるかである。

(4) トチの木の所有権について、あまり明確な話は聞かれなかった。川上村上谷の中谷清純氏（明36生）からナカマドチということばを聞いた。これは嫁にくる時、嫁の荷のかわりに、トチの木の権利を持参することを言ったそうである。中谷氏もそういうことがあったと聞かされているだけで、詳しくは知らなかった。

トチの木が多くのごっているのは共有山が多く、今では、十津川村では、クマ谷・タッチャゴ谷・下ゴウ谷など下北山村では笠捨山方面、上北山村では、大台ヶ原の谷・東の川方面に残っている。トチの木の利用は、食用以外に、麦カチ白に利用された。トチの木は群生していないが、かなり沢山この地にあったことと思う。

II. カシの実の食制

吉野郡内で今日80～60歳の老人がカシの実を食した分布地図をみると、かなり多くの地域で食していたことが知られる。しかしこの食制には、次に示すとおり、3種があった。

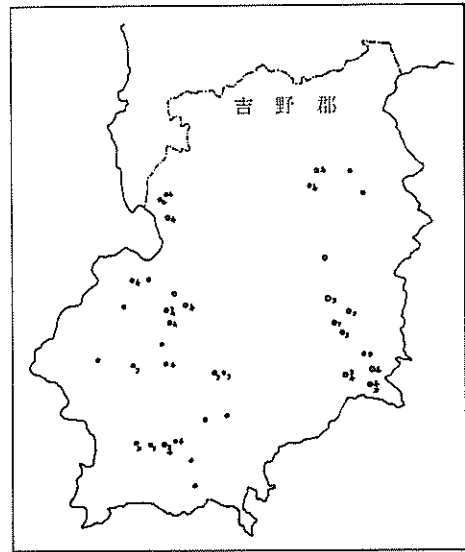
(一)粉にしてアク抜する。

(二)粉にしてアク抜しない。

(三)実のまま。

(一)の方法で食べるのは、上北山村・下北山村・十津川である。(二)の方法は、吉野郡全体である。(三)の方法は下北山村の例である。

例(一) 上北山村西原 新谷利雄氏（明32生）



▲カシを食べた村の分布図

- ① カシの実の小さいので捜すのに大変てまがかかる。昔は朝早いうちから拾いに出た。1日5升～7升拾えた。カシの種類は実が大きいから小さいのまで3種類あるが、みんなカシと呼んでいる。カシの多い年はカシドリ（オシドリ）が多い。
- ② 10月末～11月中旬まで拾いにゆく。カシの実は、イノシシ・リスのエサになるので、早くから拾いに出た。
- ③ 拾ったカシを、生のまま割って外殻をはずす。ハンギリの中で小形の槌で1つずつ割って外殻をとる。
- ④ 割った実と外殻を箕であおって、実だけのこす。
- ⑤ 箕にのこったカシの実は、カラウスで粉にする。目の細かな絹ドウシで粉にしてゆく。カシの量が少なかったら石臼を使用する。
- ⑥ 粉にされたものを袋に入れる。袋は3・4重にしたものを使う。これを水のポトポト（村の言葉でジビジビ）落るところであくを流す。2・3日おいておくと、赤味がぬけてしまう。水にあわすともいう。
- ⑦ 家にもって帰り、凹型にして、縁側えんがわに干す。
- ⑧ 干しあがると保存する。
- ⑨ 食べる時、凹型をカラウスでさばいて粉にする。粉は青黒色である。
- ⑩ 食べ方は、ほとんど、カシメシである。

カシメシとは、ムギゴハンが炊き上がる直前に火を引き、ゴハンの上にカシの粉をかけるのである。ゴハンが不足する時は沢山入れた。またこのカシの粉を練って、団子にして、オカイサンやミソシルに入れて食べた。カシの粉は家にいつもあるものだと聞かされた。このカシの粉は腹薬、とくに冷腹・腹くだり・すい腹になった時、湯でカタクリのように練って、ミソをつけて食べると良かった。

例(二) 大塔村引土 橋本フサエ氏

- ① 拾ってくる。
- ② そのまますぐ、ミシロに干すと皮が自然とはぜるのを、あとは手で割る。
- ③ 皮をとると、ミシロの上で、手でしごいて、渋をとりのぞく。
- ④ カラウス（この地でヨコウスとよぶ）で粉にする。
- ⑤ 粉はチャがわりに使う。茶粥（この地ではオカイサンという）の茶のかわりにこのカシの粉が使用される。カシの粉を入れると米がひきしまって良く食べられた。またこの粉をうすくひろげて、焼いてその中へ餡を入れて食べた。餡を入れないとき砂糖醤油で食べた。

例(三) 下北山村池峯 松谷春夫氏（明35生）

- ① イチイガシの実は、皮をむいて炒って食べた。その他のカシの実は流水であわしてアクをぬいて、カシガユ・カシモチにする事もある。

以上それぞれの伝承の例をあげてみた。

(1) カシの種類は、植物学上の分類では、ブナ科のコナラ属のアカガシ亜属の中に含まれており、その中でも7種類にわけられている。今回の調査では、吉野郡では、アラカシ、イチイガシ、シイカシ、オオカシぐらいの分類しか知り得なかった。例(一)のように、ひっくりかしてカシと呼ぶところが多かった。例(三)のように、カシの種類によって食べ方が異なるのは当然で、同村上桑原でも、大カシはアクをぬいて食すが、シイガシは炒って食べるという。

(2) 例で示したごとく、3種類の調製方があり、それぞれ違った食べ方をしている。

例(一)の食べ方は、カシ餅・カシ団子にした

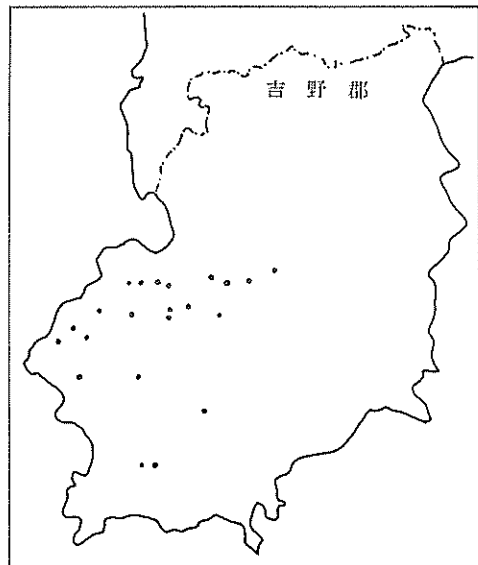
り、カシメシ(北山地方)などにして食べた。また、カシ・ヒエ・アワ・イモ・大根の葉を入れた麦ゴハンも作った。(上北山村小椋)などの例から、米の不足を補ったものとして重要であったことが解る。

例(二)の場合は調製は簡単であり、用途も限られている。茶粥のお茶のかわりに使われた。茶粥の茶のかわりに使われるとはどのような意味があるのだろうか。大和は、朝と夕は茶粥であったが、その茶の葉の不足を補うためであるのだろうか。しかし吉野群山には茶の木は多くある。伝説にも宇治茶のもととは当地だということもある(野迫川村立里森田市夫氏)。茶を補うためとも言いがたい。このことに対する答は全く用意していないので、一つの疑問として記しておく。

例(三)の場合は、子供のおやつ(この地ではヒゾカシ・ホウセキという)にしたものである。

III. ホソの実の食制

ホソの実は、通例、ナラの実のことである。吉野郡では、ホソあるいはハウソと呼んでいる。分布図をみると、野迫川村・天川村の高野大峯街道筋と大塔村の一部に食べられていた。しかしこれだけの地域でも、ホソの実の



▲ホソを食べた村の分布図

調製方法が2つの方法に分かれる。ホソの実も、アクヌキが必要であるため、このアクのぬき方の違いによるが、1つに、粉にして水によってあくを抜く方法と、もう1つに、炊いてあくを抜く方法である。次にその例を示す。

例(一) 野迫川村柞原 辻本よしの氏(明25生)

ホソの実はナラの実のことで、水ボソとマボソの2種類があるが、だいたい両方あわせてホソと言っている。水ボソの方が実が大きいアクが強い。

秋山へ拾いにゆき1日3升～4升拾う。これをカラスで搗いて、荒皮をとり、箕であおって実のみ残す。これをもう一度、カラスで搗いて、粉にする。粉は袋につめて、それを桶の水の中へ2・3日つけておく。桶の上水を常に流しておいて、アクが出終わると袋を出して絞って干す。

食べ方は、団子が多く、粉を水で練り蒸して食べた。辻本氏の子供のころ、ホソダンゴ2つ食べねば、飯を食べさせないと言われてしぶしぶ食べた。あまりうまいものでもなかった。

例(二) 天川村南日裏 花折スミエ氏

ホソの実を庭で干しておく皮がポンポンとはせて、皮がはがれる。それを箕であおって、実のみ残す。実は鍋に入れて炊く。この場合、湯が赤くなるたびに替えなければならず、7～8回湯を替える。赤い汁が出なくなると、ザルにあげて川へ持ってゆき1週間さらす。そして干す。

こうしたものを、カラスで粉にして食べた。この粉をホウソバツタイという。多く粉のままたべたり、サツマイモ・ツルシガキと混ぜあわせて食べた。

以上2例の相違がだいたいのホソの食制の違いを示している。

木の 実 の 食 制 表 (奈 良 県 吉 野 郡)

地名	トチの実	カシの実	ナラの実	その他の食べた木の实
下北山村 上 桑 原	温ま湯に浸して皮をはぎ 水に浸し灰水に浸し 清水にさらし灰水に浸し あく抜きして蒸して粉にする。	大カシを粉にし寒さらし しをして食べる しいカシは火にかけ、 いて食べる。	×	
上 桑 原	トチの実は木灰の汁で 苦味を去ることが何より むづかしい仕事であ※	昔は粉としてお茶の代 用に使川した。	×	

(1) アクの抜き方の違いが、2方法ある。

⑥ 粉にしてから、流水によって、アクを抜く方法。

⑦ 実のまま、炊いて(何回も)アクを抜く方法。

ところで植物の実に対して、どこまでアクを抜けば食べられたのか、という疑問を持ちつつ、十分説得させる答はみい出せなかった。食糧が不足したら、味どころではなく人害にさえにならなかつたら、少しぐらい食べたものであろう。

(2) ホソの実の事を、水ボソとマボソがあると報告した(例(一))。野迫川村今井では、水ボソ(実がマボソより大きい)をドングリと言ひ、マボソをホソと言う。例(一)に報告したとおり辻本も、水ボソとマボソを区別しているが、共に通称ホソ(またはホウソと聞こえる)と言う。しかしまた、ホソのことをドングリともいう人もいる。これは水ボソがドングリと呼ばれ、マボソがホソと呼ばれていたのを後世の混乱した使用法のために生じたあやまりである。水ボソもマボソも、例(一)で報告したとおり、アク抜き方法には変りはない。

(3) 水でアク抜くのは野迫川の例であるが、十津川村のヒガンバナの根のアク抜き方法と同様である。「ヒガンバナの根をつぶし、桶に入れ水をそそぎ込み、上水を流し、残った粉で団子をつくる。このダンゴをオエモチという」(十津川村滝川)。この例はホソの例(一)と全く同じであるのは、なんらかの関係がみい出せるのだろうか。

なお、吉野郡での自然採取の食物について、林宏氏の「山の民俗」(『下北山村史』)岸田定雄氏の「自然採取で主食になるもの副食」(『東の川』)「衣食住」(『上北山村の民俗と生物』)の項に詳しく報告されている。

木の実の食制 地名	トチの実	カシの実	ナラの実	その他の食べた木の实
上 桑 原	※トチの実の干したものを3日位水へ浸してぬるいお湯にてあて、めて皮を去り、木灰の汁へ4・5日浸して之れを今度は清水に4・5日水浸しをして、食用する時に更に一昼夜木灰の汁の中へ浸す。 トチモチ トチガユ			
上 池 原	こなにしておトチモチ	たべた	粉にして塩と砂糖を入れた	
下 桑 原	子供の時から76歳の今まで毎年トチモチを食しております。併し当村ではトチの木を全部伐切して上北山村から貰って食して居ります。	昔はおかゆで食したことがある。粉にして御茶の代用品となる。	×	
池 峯	主にトチモチとしてアクヌキして流水にあわして更に灰水で合せる(ニガミをとることが大切である)	イチガシの実火でいって食する。其の他のカシの実火はアクヌキをして流水であわしてカシガユ、又は、カシモチにする	×	山にあるシプレの実 シャシャゲの実 桜の実 クリ
十津川村 小 原	トチモチ	×	×	イチヨウのミ(水でさらしてゆがく)ほうらでいる。
平 谷	(トチ)中味を粉粉にして水でシブ味をとり餅にする。	トチのようにしてシブをとって食べる	×	
永 井	モチにする。灰水で炊いて、後皮をむく。ミキサーにかけて、くたく。10日間ぐらい水を替えて、後水を捨ててキゴを取出す。袋の中へ入れてよく水を除く。寒中に干して置く。年中保存が出来る。米1升にキゴ3合ぐらいの割合でたべると美味	×	皮のま、くだいてつぶす。それを水の中に入れて皮と実をわけ(皮は浮いて来る)数日水を替へるち袋でしぼる。	カヤー灰の中に入れてあくをぬいて食べる
山 崎	トチモチ	おかゆにしてたべる	×	
大 野	トチモチ 現在も食べてます。	カシガユ	×	カヤ(やいて食べた)
谷 瀬		・お茶の替に、かゆに入る。一サジぐらい ・又焼いて食す。 ・かしのあくぬきは粉にしてあき袋に入落水でぬいた。	×	カヤ(正月に少し食したぐらい) クリ(クリガユ・クリメシ)
桑 原	トチモチ トチ、カシ共モチに使用の時は粉にしてから水にさらした。	カシジャ カシモチ	×	タケの実・カヤ(焼いて食べた。)
重 里	粉にしてトチモチ ※灰汁でアクをぬきました。	・粉にして、ヌカヤソバ粉とまぜて団子にした。 ・粉にしておかいさんのお茶にした。	×	
十津川村	トチモチ 木灰のしるにつける。	×	×	カヤ(干して食べる)クリ
武 蔵	焼いて茶につける。 (トチモチは)木灰でアクをぬいた。	戦時中粉末にしてカユに入れる。 数日水をかける	粉末にして漂白して食べた。 数日水をかける	クリ、カヤ
谷 垣 内	トチモチ トチガユ	お茶の代用	×	
樫 原	トチモチ 主食としてまぜる。	母がシブヌキをして食べたのを記憶しているがどうして食べたのか不明	×	ヤマモモ シプレ・サセンボウ マツグミ・シイの実 アケビ・山グミ
納 納 川	たべた	たべた	たべた	
小 山 手	イロリの灰を桶にわら※	ヒキウスの上でたたき、※	たべた	ク リ

木の実の食制 地名	トチの実	カシの実	ナラの実	その他の食べた木の实
小山手	※をしき、もうして、其の水でトチと一緒に鍋にのせ長かうくにつめ、「ウス」でつき、皮をとり桶の中に入れ、水を度々と漉し、ニガミがなくなつて食ぶる。	※カワをとり（粉にし）桶にいれ度々変へてシブをぬく。	×	
東中	とちの実の水に入れておき15日位おいて、湯で少しあたためて皮をむき灰水に入れ一晩つけておき、流れ水の中に二晩つけて置きあげてきて灰水に一晩つけこんでおく。にがくが少ないと、にがくで食られませぬ	皮をむき、ひきうすでひいて粉にして水であわす。	×	
高津	×	実を乾して粉にして茶とし、又オカユに入れて食べる。	×	
内野	×	・樗餅 ・粉にして一日で食べる場合 灰汁に漬けて半日ぐらいで水でさらす。 水で洗ぬきする場合一週間ぐらい、細水で、ザルに布を敷き、粉を入れて、そのままにして洗がぬける。 大樗・赤樗	案内渡抜簡単 2・3日ほどで食べられる。ホウソ標という。モチにする。灰の中でやく。	カヤ カチグリ（栗粥）
内原	たべる とちもち	かしもち かしの実は粉にして流水にさらす	×	・ササの実・椎の実 カヤ・ケンの実 椿（油をとる） クリ
風屋	×	×	×	・カヤ（木灰をまぶし皮をとり、乾して炒って食べる） ・クリ
下葛川	たべた	たべた	たべた	
大塔村 惣谷	もらって食べた。 つくったことがない。	カシ餅	ホシ餅。よくほした実を、よく煮て、うすで細かくつぶして、これにキナコかきまぜるとおいしく食べられる。	カヤ クリ
辻堂	たべた	たたいて、水につけるシブをとった後 布で漉す。粉末にして味付ける。	カシに同じ 流れ水に何日かつける。但しつぶした（粉にした）もの	カヤ（灰につけてシブを除去）
中原	×	×	×	
堂平	×	カシも粉にして食べた	ホーンは炊いてあくだしして干して粉にする。粉にしたのをオイモチにつけたりハツタイにして食べる。戦時中	
堂平	×	カシの実を粉にして袋に入れて水をながしてアクをぬいた。	ホーンは実を炊いてほしてひき臼で粉にし ホウソモチをした。	カヤはいってたべた。
飛登曾	×	なまのまま粉にしてオチャにする また、粉（ひき臼で）にして、水にボトボト2・3日あくぬき かきまぜて食べた。	10月ごろ実を拾ってきた、庭で干し皮をとる。ムシロの上でオニガワをとる。3辺・4辺炊く。 粉にして、ツルシカキや大豆のコナを入れて食べた。	カヤの実
引土	×	カシは茶がわりにするチャガユに入ると米がひきしまる。 うつつらひろげアッコを入れる。	ホーンは大正ごろまで、ホーンモチをした。モチにつるしがきを入れた。 サトイモを入れることもある。	
閉瀬		カシは茶がわりにした。	ナベで炊いてアクをとる。 ホーンという。	カヤ

木の実の食制 地名	トチの実	カシの実	ナラの実	その他の食べた木の实
野追川村 柞原	×	ほして、粉にしてお茶にする。	粉にして川でさらしてもちにした。 川でふくろに入れ1週間程水にさらして食べた。	ササのみ(モチにした)クリ(クリゴハン)(煮グリ)
池津川	×	×	当地ではホソの実のことをドングリと言う。炊いて谷用で水でさらしアクをぬき、サツマイモとまぜて戦時中に食べた。	ササの実(粉末にして団子にした。外の穀物と混合して団子にした)カヤ(いったべる)
弓手原	×	×	よく乾燥して、うすでつき、くだいて粉にしたのを水の中で3日位よくかきまぜつゝ、一番下にたまったものを餅のようににぎって食べる。	ササの実カヤ(茶色の様に熱したものを取って食べる)クリ
檜股	×	×	粉にして水でシブをぬき米の粉とまぜて餅にした。	クリ・ササの実(コナにしてオダンゴやカヌの中に入れた)カヤ
中	(木がない) ×	×	ドングリと同じモチ(ダンゴ)	ササの実(団子)ベベガヤ(食べたが食用にする程ない。)クリ
今井	(粉にしてから)川の瀬でいく日もいく日にもがみを抜いたあと、かためてもちにして食べる。	粉にして水中で何日もしぶをぬいてから、モチにして食べる。	(粉にして水中で何日もしぶをぬいてからモチにして食べる)	カヤ(灰汁につけてシブをぬきとり火でいったべる)ササの実(粉にして白い部分をとりかためてもちにして食べる。)クリ
中津川	×	たべた	たべた	ササの実カヤクリ
北股			カラウスでかって、粉にし、水に2日程つけてあくをぬく。モチにする。米とホソガ半々のモチ。	
平	×		粉にはたいてたべたことがある。	クルミの実
川上村 伯田谷	トチモチ トチガユ	お茶	×	クルミの実・サンショの実カヤ(焼いて)クリ
中興	トチだけあくぬく トチモチ	お茶 ひきうすでひいてのむ	×	カヤ・ドングリクリ
上多古	トチ トチモチ	×	×	カヤ(あく抜きをして(灰)乾燥させいって食す。ササの実(ほうじる)ドングリ(いる)クリ
北塩谷	戦時中食した。 トチモチ		×	
白川渡	トチモチ		×	クリカヤ
人知	トチモチ皮をむいて1日半から2日水に浸しておく、トチ1升に対して約3倍の灰で水を入れ2日間つける。割ってみて中から黄色くなると良い。只し歯でかんでみてにがければ再びアク出しをする。其れを水の変わる(川などが良い)所で1週間程つけておく老人でもなかなかむつかしい。	カシの実(天日で乾かし、粉末にして、小サジ一杯ぐらいいおかいさんに入れるとおいしい男女の冷え症の方に身体によい)	×	クリカヤベベアララの実ギンナン
井光	干し、灰に水を入れ、水をたらしてアク水を※	同左	同左	シビレンブナの実

木の実の食制 地名	トチの実	カシの実	ナラの実	その他の食べた木の实
井 光	※こしらへて其の水につけてあくぬきをしてから食べる。 カシ、トチ、ホウン みな同じ方法で食べる	同 左	同 左	
大 迫	トチ	×	×	カシ・ドングリ・ホンの実 は昔は食用していたと聞いて おります。
枋 尾	トチ餅・カキ餅 純粋な木灰を使う	×	×	カヤ クリ
井 戸	おもに餅で食す	カシの実はおもに粉にして茶のかわりにする	×	シブレンの実・クワの木の実・イチョウの実 クリ・サンショ・グミ
上 谷	①トチの実を水につける ②干す ③ニエタチユでもどす ④トチオシで割る ⑤アクヌキをする。 ハイの汁の中へ入れる。 ⑥川へさらす ⑦クイアクといってうすい灰アクをつくりその中へ入れる。 ⑧かかわかし粉にし保存 ⑨モチにする ※北山では、トチガイにすると聞く。 ナカマドチ	×	×	上谷 中谷清純(談)による
天川村 白 川	トチモチ	ダンゴ	×	
枋 尾	×	×	かわをむいて、7回ほど煮にアクヌキをして粉にして食べたり、ツルシ柿といっしょについてモチにして食べる	クルミ カヤ クリ クワイチゴ
中 越	トチモチ	×	ホウンウモチ ゆがいて、搗いて餅にする。	クルビ(クルビアイ) ドングリ(ドングリモチ) (ドングリモチ) クリ(クリメシ・クリガユ)
広 瀬	×	×	ホンの実のは、実を乾かして皮をとり7・8回煮炊きをしてたきだし、水を切をいたして、臼で搗き、粉にして、きとを入れ食した。お湯とわり、餅にもできた。	ヤマナシの実 クルミの実 ナベサギの実 ク リ
山 西	×	×	ホウンの実は7回ぐらい湯をかへて、炊出し一晩水にしたす。餅にして食べる。粉にして豆の粉とまぜて、カユに入れてたべる。ツルシ柿・又は甘藷とをまぜ、餅にして食す。	ホンとドングリとは同じ用法でアクをぬく ※トチは60年前に食せると聞いた。
洞 川	×	×	×	ク リ
洞 川	×	×	×	ク リ
洞 川	トチモチ 黄な粉をまぶして食べた。食べたことがあるがアクの抜き方は知らない。	×	×	ク リ

注1 この表は吉野郡の下北山村・上北山村・十津川村・大塔村・天川村・野迫川村に在住の

60歳から80歳の老人にアンケートを取ったものである。

2 「×」は、食べたことがないことを意味する。

3 空白は不明を意味する。

4 なお、トチ・カシ・ホンの食べられた村の分布地図は、この表と調査をもとにした。

奈良晒布の織技的変遷

—— 技術伝承よりのアプローチ ——

芳井敬郎

はじめに

本論文でとりあげる奈良晒布について、本格的に論考したものは、木村博一教授の数々の業績⁽¹⁾しかみあたらない。そのなかで経済史の立場から、生産・販売とそれにかかわる問屋経営の形態を実証的にあきらかにされたことは、高く評価すべき内容である。そこで本論ではそれらの論考を参考にして、奈良晒布の織技的変遷を報告したい。

さて、奈良晒をはじめ今日残存する伝統的織物の技術的変遷を実証的に解明した論考は少ない。それはいささかなりとも見いだせる織技に関する文献が個人（織方）の手控（備忘録）であるため、他人には十分な理解がなしにくいことに由来するとおもわれる。しかし、奈良晒については、江戸期文人の書きあらわしたものが残っている。それは、村井古道の著した『奈良曝布古今俚諺集』⁽²⁾（以後は『俚諺集』と略す）であるが、13章のうち、「布苧麻繅緯并機具之事」「布機文具并紉緯巧匠器財」「奈良上機布目度経緯之章」の3章にわたって織技を系統的に論じている。

そこで『俚諺集』を基に他の江戸期の書物を参考して江戸期の織技をあきらかにし、また、今日奈良県下⁽³⁾でささやかながら伝承されているものも報告したい。

注(1) 木村博一「近世における奈良晒の生産販売組織」(『奈良学芸大学紀要』1巻2号) 昭和26年。

木村博一「晒屋におけるマニユファクチュア経営」(『奈良学芸大学紀要』3巻3号) 昭和29年。

注(2) 村井古道『奈良曝布古今俚諺集』(徳川時代商業叢書第一所収) 延享5年。

上記の書物のなかで、奈良晒の織技については古老の聞きとりをもとに記しているため、資料的価値は大である。

注(3) 今日おこなわれているのは以下のところである。

月ヶ瀬村尾山「坂西商店」
奈良市中之庄町「岡井商店」

奈良市元林院町「中川政七商店」

本稿で記す「今日の織技」については、上記の坂西定雄、故岡井亀之介、中川政七氏の談話をまとめたものである。

I. 布幅と種類

奈良晒の布幅に関しての記載は、慶長16年(1611)7月5日に大久保石見守長安が家康の命により、具足師岩井左衛門に差し出した誓状のなかにはじめて見いだせる。そこでは、「奈良曝尺不同無之様に、(中略)判おし可申候、京、大阪、堺にても、其方印判なきならざらし賣買不仕様⁽¹⁾」に各奉行あてに達したことを記しているが、その当時の布の寸法については不明である。そのうち、押印の任務を慶長18年(1613)以降、晒屋仲間に命じているが⁽²⁾、その印には、寸法を刻んだものであった。それによると、経は、平布・縷布とも曲尺の6丈7尺5寸、横幅は、平布1尺11寸、縷布1尺5寸となっている。

またその後、明暦3年(1657)11月、時の奉行中坊美作守時祐によって、晒される以前の生布についても検査を実施するよう惣年寄に命じ、布の両端に黒印を押させている。

⁽³⁾これに関する記述より晒す以前の布の寸法があきらかである。それによると、平布の場合は曲尺の経6丈8尺5寸、横幅1尺2寸3分、縷布は経6丈6尺、横幅1尺2寸3分を「御定尺」としている。(表1)

ゆえに、当時の織技もこの寸法にもとづいてなされたことはまちがいない。その寸法のとり方を『俚諺集』では「(呉服尺)六丈貳尺五寸の経(筆者注：平布の織り上がりの経の寸法)を目度の法(筆者注：後述)のごとく

表1 布の種類・定尺(『奈良曝布俚諺集』より)

種類	縷糸	緯糸	経 長	横 幅
縷布	縷カセ	縷カセ	6丈6尺	1尺2寸3分
平布	カセ	平 績	6丈8尺5寸	1尺2寸3分

合ふ緯を織る時、縮むこと九寸六歩、織り出し織留壹尺を除くに、呉服尺六寸五分と成る、是を御定尺に切則は四尺餘切出づるなり」と記している。

ようするに、平布の経は、緯糸を打ち込むことによって生じる縮みと織出し分をのぞき、それに織上ったのち4尺余を切りおとすと、ほぼ曲尺の6丈8尺5寸となる勘定である。

また、前述したとおり、当時布には「平布」と「縷布」の2種類があった。

「縷布」「平布」とはどんな布であったろうか。『俚諺集』に記すとおり、「経緯(糸)共に縷織したものを「縷布」、(縦)糸は縷(筆者注：撚りのかかったもの)、横(糸)は平績(筆者注：撚りのかかったもの)のもの」を「平布」「生平布」と称したらしい。ゆえに、縷布は経緯糸とも、平布・生平布は経糸のみ撚りのかかったものである。今日、縷糸は皆無であるが、平布についてはみることができる。また、縷布については、本来自給布として他地方で織りつけられているもの⁽⁴⁾にみいだすことが可能である。

また、「平布」の創製については、『俚諺集』に、「慶長之比始織出」したことを記している。ゆえに「縷布」にくらべ、「平布」は近世初頭から新しく大和で織出されるようになったといえよう。

注(1) 『奈良曝布古今俚諺集』

注(2) (1)

注(3) 田村氏旧蔵『布方一卷覚書』(奈良教育大学所蔵) 元禄2年。

注(4) 長野県木曾郡開田村教育委員会『木曾の麻衣』昭和48年。

上記の書にはタテ(経糸)・ノキ(緯糸)とも現在撚りをかけていることを記している。

II. 製織工程と用具

さて、江戸中期の織技内容の大略は、『呉服類名物目録』⁽¹⁾(以後は『名物目録』と略す)によって知ることができる。そこに記されている工程をまとめると(表2)のごとくである。

しかし、その記述から織技の詳細をしることはむづかしい。その手がかりとなりうるの

表2 製織工程(江戸期)

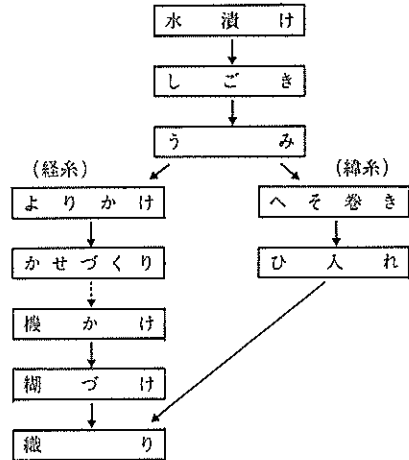
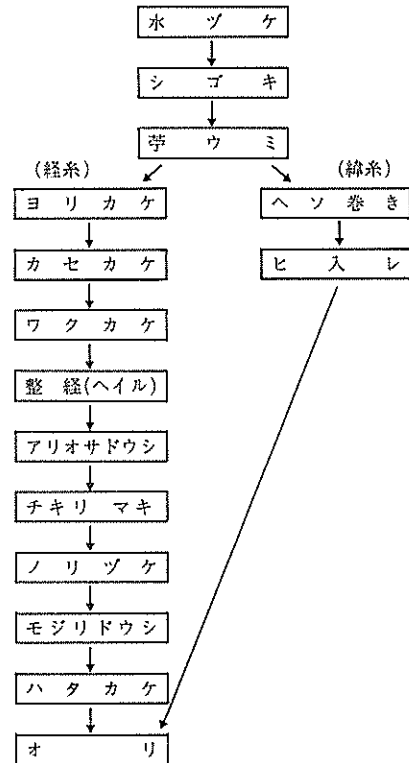


表3 製織工程(現在)



は、当時の製作状況や諸道具に関する断片的な記述と今日残る伝承といえよう。

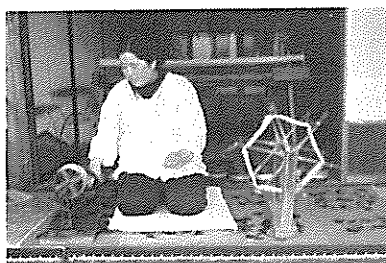
現在伝承されている作業内容⁽²⁾は次のとおりである(表3)。

① 仕入れた^{おろし}青芋を飯のとぎ汁に冬は2昼夜、夏は2時間、そして夏冬とも水に1時間

図1 今日の織技状況(奈良県月ヶ瀬村尾山)



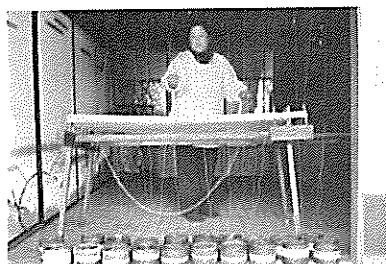
1



6



2



7



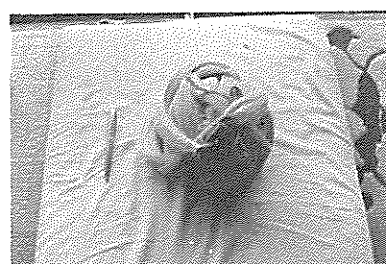
3



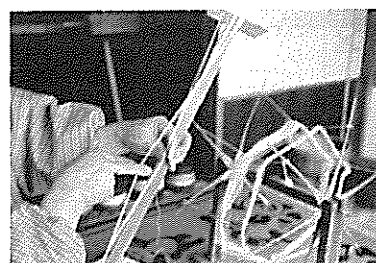
8



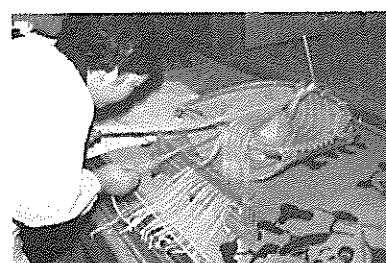
4



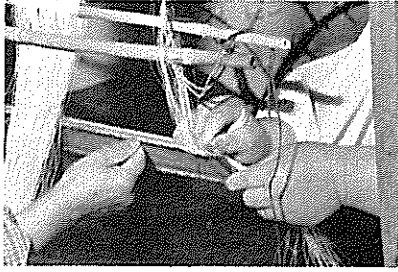
9



5



10



12

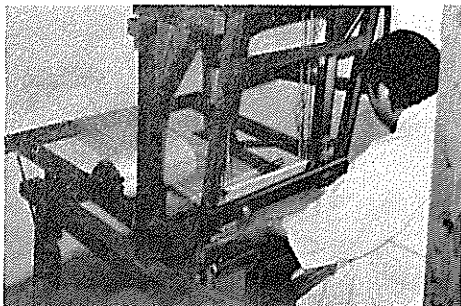


11

13



14



15

つけてから家の軒先に陰干しをする。

② 人指ユビ・中ユビ・親ユビでコクバシを扱い、青芋をはさんでやわらかくする（図1-1）。

③ それを適当な太さにさいて糸を芋桶（おごけ）にためる。その時、糸がからまないように砂や小ぬかを入れながら作業する（図1-2）。

④ 芋桶より糸を出し、糸車をまわしながら糸車のツミにさした竹クダに撚りをかけながら巻いていく（図1-3）。

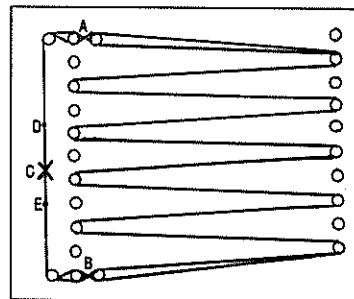
⑤ 竹クダにまた糸をカセ棒にかける。カセ棒の周囲に60回まき（それを1ヒビリという）それを押さえて、その上にまた1ヒビリまく。そして前の1ヒビリとあわせて編む。その作業を順次おこない、10ヒビリ（600筋）つくる（それを1カセという）。1反分なら20カセ必要となる（図1-4・5）。

⑥ マエバにカセをかけ、それをザングリ（座操）につけた糸ワクにかけかえる。ただし1カセを1ワクに巻く（図1-6）。

⑦ 糸ワク20個（ようするに1反分）をヘイ台（整経台）の前にならべ、各々の糸ワクから出した目ハジキ（整経棒）のなかをとおして20本まとめて手にもつ。そしてその一括した糸をヘイ台の棒クイの上へ50回かける（図1-7）（図2）。

A点では後にアリオサ（粗オサ）に入れるため、20本ずつ（ないしは16本ずつ）綾（交差）にする。そのことをロトリという。B点では手ガエシ（ユビで糸を別ける）をして1本ずつ（ないしは2本ずつ）綾にする。それをアゼヒライ（アヤトリ）とも米にヒラウ（2本の場合は菱にヒラウ）ともいう。そしてC点をきりはなし、その両端D・E点をそれぞれ

図2 整経



れ糸でくくっておく (図1-8)。

⑧ ヘエ (整経し) た糸をA点からたぐって玉にする。そしてその玉を藤箕のなかに入れ、玉のなかからD点を出して箕の縁に立てた箸にくくりつけ、糸玉を固定する。次に、A点では20本ずつ綾になっているので、前述したアリオサ (粗オサ) 1目に20本ずつ入れる。そしてとおした糸を2目ずつくくる (図1-9・11)。

⑨ 戸外においてサイメン台 (ノリツケ台) にチキリ棒をおき、糸玉の糸を順々に棒に巻いていく。その際、1人はサイメン台の横でチキリ棒の穴にさした取手を回転させてチキリ棒を巻き、また1人はアリオサで髪をすくようにして糸の荒れをとりながら作業する。また、チキリ棒に巻く前に、適当にクサ竹を入れておく (図1-11)。

⑩-① 鳥居状のエコウ (イオウ) の上にチキリ棒をおき、巻きじまいをたらす。するとB点がでてくる。その綾にアゼ竹1・2を入れる (図1-12) (図3)。

⑩-② 次にオサに2本ずつ糸を入れる。

⑩-③ そのオサとおしの糸を適当に結び、端に竹を入れ、別のチキリ棒にその竹をはめ、エコウの下端に固定する。

⑩-④ アゼ竹2の下に3を入れる。

⑩-⑤ 3と2の間を綾にして4を入れる。

⑩-⑥ 2の下に5を入れる。

⑩-⑦ 2と5の間を綾にして6を入れる。

⑩-⑧ 2の下に7を入れる。

⑪-① ⑩でセットしたものをサイメン台におく (図4)。

図3 「エコウ」

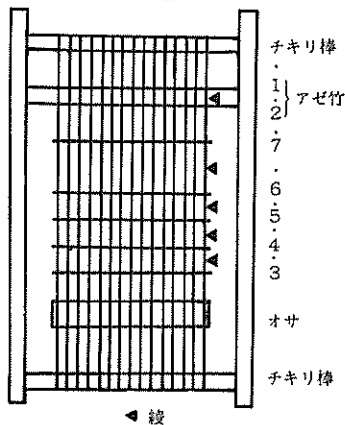
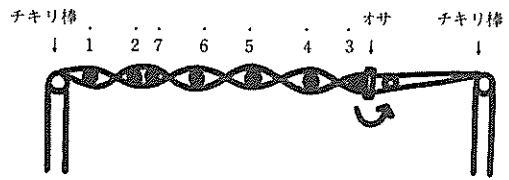


図4 「サイメン台」



⑪-② 3の竹をオサにつける。

⑪-③ オサの右側に口があると、そこへクサ竹を入れる。

⑪-④ クサ竹のかわりに3の竹を入れる。

⑪-⑤ また4の竹をオサにつけ、その右側に口があると、クサ竹を入れる。

⑪-⑥ クサ竹のかわりに4の竹を入れる。

⑪-⑦ その作業を順次おこない、5 6 7を右へもってくる。

⑫-① 布苔を手につけ、糸にぬる (図1-3) (図5)。

⑫-② 櫛で糸を梳き、布苔を定着させる。

⑫-③ たね油を糸にぬる。

⑫-④ オサと5本の竹を移動させる。チキリ棒をまき、同じ作業をくりかえして、糸全体にノリツケをし終える。

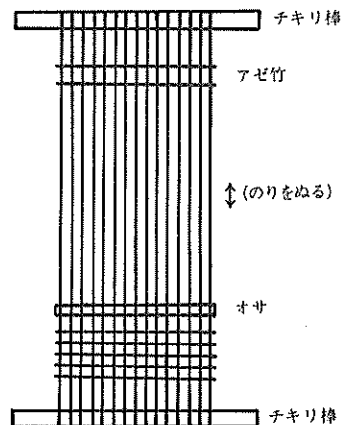
⑬ イコウにかけ、オサと5本の竹をぬく。

⑭ チキリ棒をまたイコウにのせ、2枚のモジリ (綜統) をつるす。そして先のモジリに糸1筋、手前のモジリに1筋とすべての経糸をとおし、その糸を2筋ずつオサに入れる。

⑮ ハタ (高機) に先からチキリ棒・アゼ竹・モジリ・オサそして手前にチキリ棒をおく。

⑯ オサカマチにオサを入れ、ロクロにモジリをつるす。

図5 のり付け



これで経糸の準備は完了するが、緯糸の場合には以下になる。

⑭ ③のようにさいてためたオゴケの糸を、オゴケに立てた竹ザオの上の竹ヒゴをつたわし、水の入った舌ダシをくぐらせてへソ車の竹クダに巻く。その際、へソ車の取手をまわしながら作業をする(図1-14)。

⑮ 巻いた糸を梭の中に入れる。

経糸・緯糸の準備がおわれば、

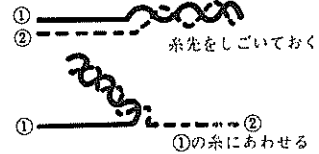
⑯ ハタにすわって、梭を打ち込み、足踏板を左右踏みちがいに織っていく(図1-15)。

以上が今日の織技であるが、それを手がかりに江戸期の様子をあきらかにしたい。

(表B)にしめした「水漬け」「しごき」の仕事内容はほぼ現在のものと変わらないと思える。それに用いる道具のうち「コキバシ」「コクバシ」も現在使用されている。

次に「うみ」の段階では『南都布さらしの記』⁽⁴⁾(以後は『さらしの記』と略す)の図(図6)であきらかなように糸をさき、「オゴケ」にためていたと思われる。その際、芋を

図7 糸のつなぎ方



つなぐのに現在、(図7)の形でおこなわれているが、当時の状態についての記載はみあたらない。

次に、その糸に「撚りかけ」をする。その作業も『さらしの記』に見られるとおりであるが、現在とほとんどかわらない。当時すでに紡錘車を使用していない。その糸車を『名物目録』ではただ「車」と称している。

次に、撚りかけした糸を捻にするわけであるが、今日では(図1-4)のごとく「カセ棒」(図8)を使用している。江戸期の諸文献にはカセづくりについての詳細な解説はみあたらない。ただカセづくりの道具として『名物目録』では「^{かせ}舶わく」をあげているが、それと今日の「カセ棒」が同じものであると断定しがたい。

図6 『南都布さらしの記』図

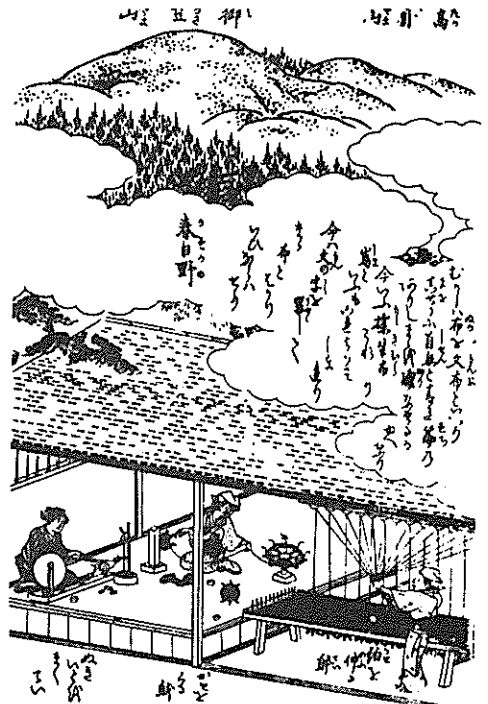
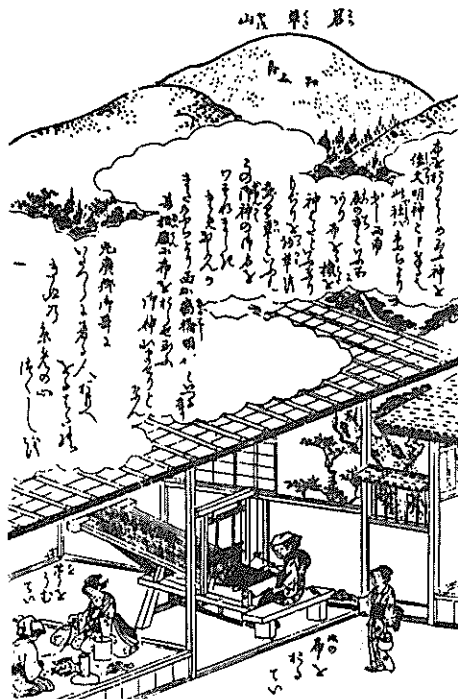
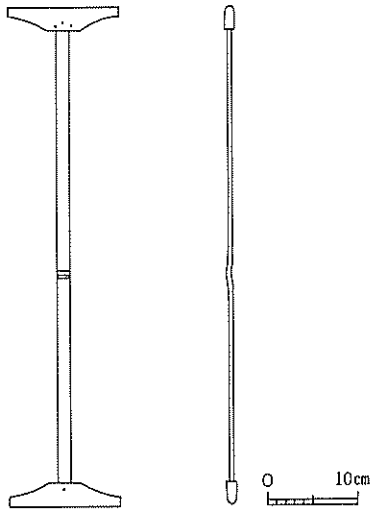


図8 「カセ棒」



奈良県立民俗博物館蔵(奈良県山添村北野)

今日、奈良県下の山添・都祁、月ヶ瀬村などでつくられるカセを「山中ガセ」と呼んでいる。カセの名称はそのあたりを奈良盆地に対して「東山中」と呼びならわしてきたことに由来するものとおもわれる。また、東山中と隣接する伊賀地方でつくられる「伊賀ガセ」も奈良晒布に近年まで使用されていた。山中ガセと寸法は異なるが、伊賀ガセもカセ棒を使用する。しかし、そのヒビリの作り方には少しちがいがあある。「山中ガセ」では糸をカセ棒に60周(伊賀ガセでは40周・これをヒビリという)巻き、次に巻いたヒビリの下に交わらせながら作業をつづけていくが、「伊賀ガセ」では1ヒビリずつ1本の糸でぬうようにまとめていくそうである。

江戸期に大和へ入ったカセとして、『布方一巻覚帳』⁽⁴⁾に「一、大和粕(績)、一山城粕(績)、一河内粕(績)、一 加賀粕、一播州姫路績」があげられている。また『俚諺集』でも「大和績」の他に「山城、河内、伊賀、加賀績」を「外国より此地へ来る績」の例として記載している。また、その「大和績」の「績法」については(表4)のごとくに記している。そのカセ名は、カセの集荷地の地名をつけたものとおもわれる。田原本は現在の奈良県田原本町、今井町は橿原市今井町、桜井は桜井市の町中、奥留は斑鳩町興留⁽⁴⁾である。

表4 大和績(48度の場合)

(『奈良曝布古今俚諺集』より)

織名	張長け	糸口数	羽の数	1織長け	織数	惣長け
田原本口	1尺6寸	25宛	20	160丈	30カセ	4800丈
今井口	1尺6寸	20宛	20	120丈	40カセ	4800丈
桜井口	1尺6寸	15宛	20	96丈	50カセ	4800丈
奥留口	1尺7寸5分	13宛 14宛 27宛	4 2 14	約18丈 約10丈 約13丈	※約18丈 30カセ	約4800丈

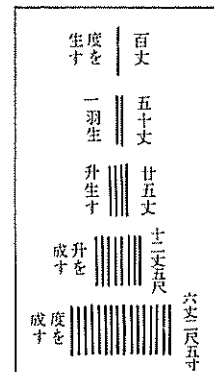
※「俚諺集」には未記述

(表4)でしめした「績法」は「四拾八度目度布」のものである。「四拾八度」について『俚諺集』には、

「○經 四拾八度 此重目百廿目
升 九升六合
一羽数三百八十四交糸」

と記し、「度」は「經の糸の長を計る事」、「升」とは「經の糸筋の数を計る事」、「一羽」については「先經手前經の糸交ぜてもろ羽と云」と注解している。また、度・升、羽の関係を図式化してあらわしている(表5)。それより1度は6丈2尺5寸×16(筋)=100丈の長さであることがわかり、48度では4800丈の長さとなる。4800丈は『俚諺集』には「四拾八度目度布の糸を疊筋に伸す所也」と別記されているため、それは48度目度布の1匹分の經糸の総長であることがわかる。また、「度」と「升」の関係は、48度÷9.6(升)=5度より、1升は5度ということが理解できる。また、1羽数

表5 度・升・羽



(『奈良曝布古今俚諺集』より)

とは、2枚の綜(綜統)をとった糸が交わったものであるから、布の經糸の総数のことである。ゆえに、384×2=768(糸)が1幅にならぶ經糸数となる。また、奥服尺の6丈2尺5寸は、4800丈÷768(筋)=6丈2尺5寸ということから布の經の寸法であることがわかる。

また、度数には「蠶の至りは三十二度」から「精の至りは六十四度」まであり、「四十八度」は、「此中元」であったことが『俚諺集』よりわかる。ゆえにそれを「目度」と呼んだとおもわれる。ようするに布のつんだ「精」のものは64度で、経糸の全長は6800丈、布目の「麤」のものは32度で全長は、3200丈ということである。

また布の重さ（ようするに糸の重さ）も度数によって変化し、「精」は「九拾六匁（目）」となり、「麤」は「百四拾（匁）目」となることも『俚諺集』に記載している。それを図式化すると（表6）のごとくである。ゆえに、度数が多くなれば糸が細くなり、布自身も軽くなるといえよう。

それならば（表4）にしめした各地のカセづくりはどのようにおこなわれたのであろうか。それについて、今日の作業内容から推測するよりいたしかたない。まず「田原本口」を例にあげて説明する。そのカセについて『俚諺集』では、

「○張長け壹尺六寸 三拾纏の惣長け四千八百丈

糸口数廿五宛びり物廿」

と記載されている。上記より張長けは、1カセの長けであると思われる。また糸口数は、「舶わく」に巻く数でそれを1ヒビりとみれば、20ヒビリであるから総糸口数は $25 \times 20 = 500$ 口となる。そして1カセの全長は、カセ1周（1尺6寸 \times 2）に500口をかけたもので、3尺2寸 \times 500=1600丈となる。ゆえに田原本口は、30カセで4800丈となり、記載の惣長けの寸法に合致する。「今井口」「櫻井口」も同じ考え方で計算できる。「奥留口」は、糸口数のちがう3種類を合わせればおよそ4800丈とな

る。しかし、この計算法はあくまでも推測の域をでないものであることをことわっておく。

なお、付記しておくが、「山中カセ」の場合、カセ棒の1周は呉服尺の3尺であるため、60周すれば3尺 \times 60=180尺となり、10ヒビりつくれば1カセ180尺となる。現在1反織るのに、20カセ（1匹では40カセ）必要なため、その経糸の総長は3600丈となっている。1匹では7200丈である。

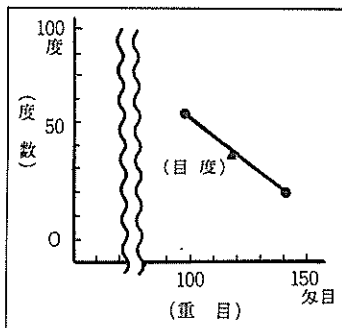
次に、カセは、マエバにかけ、サングリに装置した糸ワクにかけらえられる。現在、1カセに1個の糸ワクを使用している。江戸期の状況は『さらしの記』（図6）に「かせくる躰」としてあげられている。また、この作業に必要な江戸期の用具は、『俚諺集』に「撥拵」「繰臺」をあげている。「撥拵」については、「舶を操る時竹を削り、十文字に打違へ、其四所の端に竹を斜にして四本立て、舶を懸くる也」と注解しているため、今日のものとはほとんどかわらないと思える。

カセをワクに巻きかえたものは、整経しなければならぬ。今日この作業は「ヘイル」と呼び、それに使われる用具は、「ワク」「目ハジキ」「ヘエ台」（「糸ノベ台」）である。それらの諸道具は、奈良県立民俗博物館に所蔵されているが、「目ハジキ」は木の棹に竹串を折り曲げてさしたものである。これは、ワクから糸をヘエ台に導きやすいため使われる。（図6）

現在使われている道具は、江戸期にも使用されていたとみえて、『南都名産文集』⁴⁽⁵⁾には「目弾」「陳台」、『俚諺集』には「陳台」（「綜台」）をあげている。また現在の作業内容は前記したが、そのなかで整経台の棒クイに16本（1度）ずつ綾にしてかけることを「ロトリ」といい、1本綾にすることを「米にヒラフ」ということを述べておいた。『俚諺集』にも「當時（筆者注：今のこと）ろあぜ（度あぜ）、こめあぜと云ふ」と記しているため、江戸中期には同じ呼び方をしていたことは確かである。

今日の方法として、整経台で整えた糸を玉にすることを前述しておいた。これは、もちろん糸がもつれないようになされる作業である⁴⁽⁶⁾。しかし、江戸期の作業内容は、残念な

表6



がら不明である。

次に、アリオサを使って糸をチキリ棒に巻いていくが、この作業は、『俚諺集』の「行箴」の項でくわしく解説している。そこでは「(行箴は)、竹の串を 木に荒々としたる箴なり、滕(筆者注:ちぎり)に巻く時、経糸の末を此滕にくぐらせ、一婦人は滕に巻くに随ひ、一婦人は此箴を持ちて経糸のあれざる為に歩行して、箴を携ふるゆゑ、行箴と名付し也、ありくをさと云言略也」と注解しているので、用具の形態は今日のものとかわらない。また、使用の際婦人がアリオサを持ちながらチキリ棒に巻いていくということも今日と同じである。もう一つ記す「行箴」と名付ける由来についての解釈は疑ってよい。アリオサと呼ぶ理由は、ハタで使う箴にくらべ目の間隔が荒いことより、アラオサとよび、それがアリオサと変化したものと考えられる。また、今日チキリ棒に巻く際使用するクサ竹も『俚諺集』には記載されている。その解説は「経の糸先滕に巻時、(中略)竹を薄く削りて、隔に何本も横たへ狭み入るゝ也」となっているため、今日の利用の仕方と同じであったといえよう。『俚諺集』では材質は竹となっているが、今日木製のものもみうけられる。

次にチキリ棒に巻いた経糸は今日サイメン台でノリ付けされる。この他地方であまりみられない特徴あるサイメン台とその使用のようすは、江戸期の文献にはみあたらない。

『俚諺集』には、ノリ付けの際用いるものとして「布苜拭布」「切匕」「海羅鍋」をあげ、『名産文集』には「布苜鍋」「布苜巾」「切匕」「搔」を記載している。「布苜拭布」と「布苜巾」は同じものと思われるが、『俚諺集』にはそれについて「布巾を以て、織前の布苜を拭ふ巾也」と解説している。「締搔」については「松葉を手1束に糸を以て結び、経の纏糸に布苜を曳きて梳る時用ゐる具也、仍て締搔といふ、布苜を引き糸筋を分くる締採といふ也」と注解しているが、織技上どの工程でこのノリ付けがなされたかはっきりしない。それについては『名物目録』には、はっきりと記載されている。「布織り申し節壺尺程出来し後ハふのりぬり申候」と記しているため、今日のように「ノリ付け」→「織り」という過

程ではなく、織りの段階で、ノリをつけながら作業したことがわかる。今日、他地方ではこのような非能率な仕方が残っているようである。^{出7)}

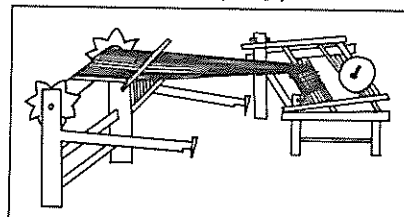
江戸期にはサイメン台を使用することはなかったのだろうか。それについての資料は皆無である。しかし、サイメン台と似かよったものは江戸期に日本でも出版された『天工開物』⁴⁽⁸⁾(図9)のなかでみられる。そこでは、ノリ付けの際 同じように台の上でハンドル(取手)をつかって経糸をまいている。この中国の技術書のみて、奈良でも作られたと断定するには、前記したとおり、直接的な伝承・文献はみあたらない。

以上のように、経糸のノリ付け法の変遷については不明なところが多く今後の研究を必要とする。

次に今日ではノリ付けが終われば、モジリ・オサどおしをおこなう。その作業のようすを記すと、まず経糸の巻いてあるチキリ棒をイコウにおき、モジリ(綜絨)をつるし、先のモジリに1筋、手前に1筋と入れていく。そして全ての経糸(800筋)を入れれば、その下にオサをおき、オサ目に2筋ずつ差し入れる。『俚諺集』には、その際の道具として「綜入臺」「箴刺」を上げている。「綜入臺」の項には、「布をへて後、経糸を先滕に巻取めて、衣桁の如くなる臺を以て、経糸を釣り、降綜二枚箴を釣りて、各経の糸を綜の前後上下を別ちて、糸を通すなり、是を綜いれといふ」と作業のようすを記している。これも今日の作業内容とかわることがない。また、今日「エコウ」と呼んでいるものは、当時「ヘイレダイ」といったことがわかる。

いままで経糸について述べてきたが、次に緯糸について論究してみたい。

経糸とちがいが緯糸は「カセ」にしなかったことは『名物目録』の「績(筆者注:緯糸の) 図9『天工開物』図(模写)

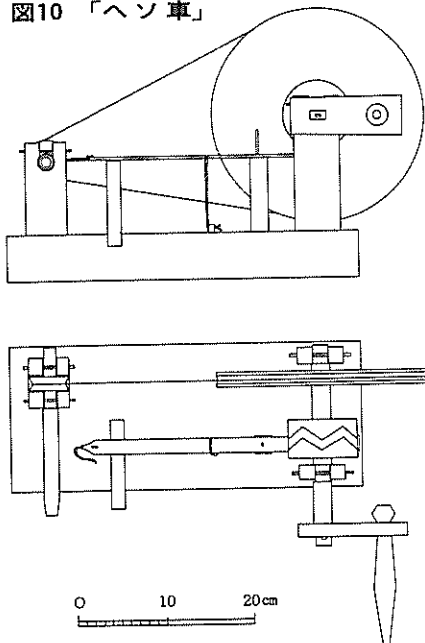


こと)ハ小車(筆者注:ヘソ車のことか)ニ懸、ヘソニ巻」という記述からあきらかである。もちろん、今日も前述のとおり、カセにすることはない。

上記の『名物目録』記載のようすは『さらしの記』(図5)に描かれている。その図のなかにみられる作業風景と用具は今日とほとんどかわらない(図1-14)。今日緯糸を巻く際の用具としてオゴケとそのオゴケから糸を導くための竹棒、それにヘソ車、舌出しがあげられる。

『俚諺集』のなかで、ヘソ車(縷車)は、「緯を卷子に巻く車也、(中略)延寶年中、商都工商の者巧出して世に廣く成し也」と注解されている。この記述よりヘソ車は、奈良市中で考案され、奈良晒布の緯糸巻器として江戸中期より今日まで広く用いられてきたと思われる。その形態は、奈良県立民俗博物館の収蔵品(図10)よりあきらかである。向って右側の板の輪と左側の緯糸をまく管の先端にループ状に糸(『俚諺集』には「早緒」と記している)がかかり、また、輪と取手の間にはジグザグに木の切り込んだ小輪がある。その小輪の切り込みに、オゴケ→竹棒(『俚諺集』には「立棒」と記している)→舌出し(後述)

図10 「ヘソ車」



奈良県立民俗博物館蔵(奈良県月ヶ瀬村月瀬)

と通ってきた糸を左側の竹管に導くための割竹がとりつけてある。このヘソ車の取手を回転させると割竹が左右に動きだすともに、竹管も回る。すると、割竹の先端のカギにかかった糸は、竹管に、十文字に巻かれていくのである。ようするにこの器械の考案は、十文字に巻くことによって緯糸のもつれを解消し、ノリ付けの迅速化をはかったといえよう。

また、前述の「舌出し」という名称は、『俚諺集』にはみあたらない。しかし、同書よりのちに書かれた『雲錦隨筆』¹¹⁽⁹⁾では、舌出しのことを「麻を粘水にひたして芋環に繰巻に粘水を入れる土器なり、是を麻浸と号く俗に舌出しといふ」(図11)と解説し、それを「好事の客茶碗薬をかけて酒宴の盃洗などに用ゆ」と当時のさまを述べている。これより江戸幕末期には今日使われている「舌出し」が存在したことがわかる。

以上ヘソ車の利用形態を述べてきたが、この車が考案される以前は、どうして緯糸のノリ付けをしていたのだろうか。それは『俚諺集』に別記している。「左の手に竹の管を以て巻竹とし、右の手の内に巾に布苔を包み、糸を通じて、縷を績」んでいたようである。

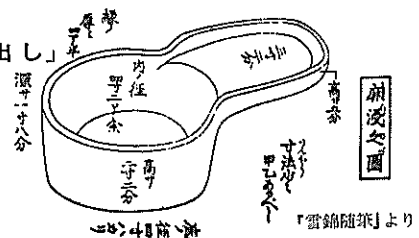
そしてノリ付けの終わったヘソは、梭に入れられる。

以上で経糸・緯糸の準備が終れば、前述したように、緯糸の入った梭を打ち込んで織っていく。それに用いられるハタは、今日高機を利用している。

ハタについては『俚諺集』に「南都布を織機を上機と呼び、外国麻布、木綿等を織機を下機と稱す、上機とは元来縷機と號す」と記している。しかし、大和で上バタが使用されるようになった年代の記述はみあたらない。すくなくとも『俚諺集』の書かれた、延享5年(1748)にはもうすでに使用されていたことはあきらかである。

図11

「舌出し」



その上機自身の形態等についても同書にはかなり詳しく説明されている。「前脚二本、後脚二本、桁上下四本（中略）向高く前下」と記しているので、当時、今日奈良県下にみられる傾斜バタを使用していたことにまちがいない。また「凡、長六尺、横亘三尺（中略）松の木を用ひ造工」することも付記されているが、今日のもの寸法、材質とも余りかわらない。

また、『俚諺集』にはハタの部分名とその個所を記している（図12）。そのうち、「枇杷杖」は「先膝の穴に穿入れて、前は糸にて止め置く具也」と記しているが、これは経糸がゆるまないよう固定するため、チキリ棒の穴に差し込んだ木の杖である。しかし、今日では、記載の部分名は今日使用されているハタの各部分に該当させることができるものの、その名称はほとんど伝承されていない。

さて、前記したとおりハタの使用始年代は不明であるが、それ以前のハタの形態についてもあきらかでない。ただ、『俚諺集』に「いにしへは、梭をつることなし」と記しているため、やはり「下機」が用いられていたこと

は事実であろう。

ハタを織る状態は、「さらしの記」の図（図6）よりあきらかである。また織りすすむ際必要な道具として『俚諺集』には「鋏」「績糸」「簇」が載せられている。いたって切れやすい麻糸をつなぐのに「ツナギ糸」は必要といえよう。また、織り縮みを少なくするため、シンシ針（竹を削って小口を銅の針金をうえたもの）を使っていたとおもわれる。

注(1) 『呉服類名物目録』（国立国会図書館所蔵）寛延元年

注(2) 坂西定雄（明治30年生）家で昭和48年10月実地に見学したものである。なおこの織技法は、中川幸七商店所蔵の写真でもあきらかである。但し、今日の奈良晒布は「大麻」を使っている。

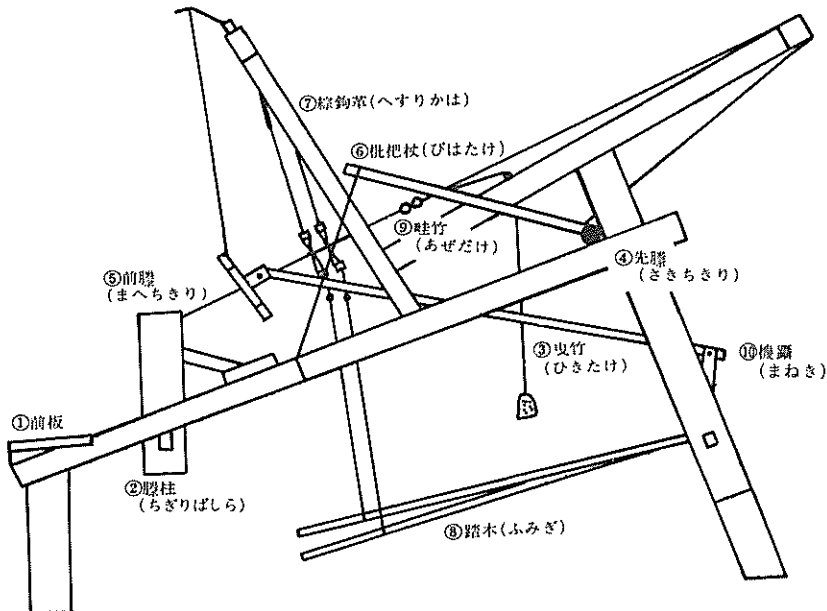
注(3) 『南都布さらしの記』（後藤捷一『古典に見る近世日本の染織』所収）寛政7年。

注(4) 『斑鳩町史』昭和38年。

上書の「地理編」に興留が興留と地方文書に記載されることが多かったことを記しているのでここでも斑鳩町興留のこととおもわれる。

図12 「ハタ」の部分名

「奈良晒布古今俚諺集」記載の名称をハタの部分に該当させたものである。



- 注(5) 村井古道『南都名産文集』（帝塚山短期大学日本文芸研究室「青須我波良」第3号所収）正徳3年。
- 注(6) 他地方には「クサリ」にする方法がある。その仕方については、村野圭市『図解手織りのすべて』（昭和50年）に記載されている。
- 注(7) 富山弘基・大野力『日本の伝統織物』（昭和48年版）「楯布」（p142）の章で糊をつけながら織ること記している。
- 注(8) 宋応星『天工開物』（藪内清解説『天工開物』）明和8年版。
- 注(9) 暁鐘成『雲錦隨筆』（日本隨筆大成第一期3所収）文久2年。

ま と め

以上で、今日の伝承と江戸期の文献より、「製織工程」と「用具」を中心に奈良晒布の織技的変遷を論究したつもりである。

その変遷には、江戸中期より今日まで、余り大きな変革はなかったというものの、そのなかで若干新しい用具（「ヘソ車」「サイメン台」等）を考案することによってやはり能率化を考えていたといえよう。

また、奈良晒布の製織上の特色ある計算法についても考察することができた。とりわけ、他地方では使われることが少ない、「度」については、「かせづくり」と「糸の重目」との関連で詳細に述べた。

ようするに本論で奈良晒布の織技的変遷を解明することによって、日本の庶民織物のもついくつかの問題を解決する手がかりをみいだしえたと考える。

最後に、今後は各地にのこる伝統的織技についての民間技術伝承がもっと報告されることを希望する。

なお、資料の借用等について便宜をとりはからっていただいた、奈良教育大学木村博一教授、後藤捷一氏に深く感謝の意を表する。また図表等の作成にご教授願った国立民族学博物館中村俊亀智教授、四天王寺女子大学上村六郎教授、文化財保護審議会専門委員太田英蔵氏にもここでお礼を申し上げておく。

龍神・水神祈願

— 雨乞の一方法 —

松崎 憲三

(I)

大和における雨乞の方法は、概ね以下の六つに分類する事ができる。

- A) ヒフリ・クモヤブチ・ダケノボリ
- B) 遠隔地詣で（火タバリ・貰い水）
- C) 神カタギ・仏カタギ
- D) 龍神・水神祈願（水凌え、水汚し等）
- E) 氏神祈願（雨乞踊、絵馬奉納、オコモリ、オコリトリ等）
- F) その他（不動尊、地藏尊への祈願等）

このうち神カタギ・仏カタギ⁽¹⁾及び火タバリ⁽²⁾については既に報告した。本稿では、水凌えを中心とした大和における龍神・水神祈願による雨乞の方法を紹介し、また他の地域の類例と比較しつつ水凌え及び半鐘カタギによる雨乞方法について考察して見たいと考える。

龍神・水神祈願による雨乞方法には、これから紹介する水凌えの他、神聖な池を汚して雨を乞うもの、龍神なり水神を担ぎ出して領内を巡行し、更には池や淵にハメル（漬ける）という神カタギ・仏カタギによる方法、近在の龍王祠へ祈願に赴くもの、火タバリ等の遠隔地詣でがあげられる。そして、大和において遠隔地詣での対象となっていた龍王社は、伊勢の多度神社、室生龍穴神社、春日奥山の香山神社等であるが、近在の地域より願掛けの対象となっていた龍王祠としては、都祁村小倉のリョウさん（龍王さん）、菟田野町平井のアソのリョウさん、天理市藤井のリョウさ



▲アソのリョウさん（菟田野町平井）

ん等をあげる事ができる。

(II)

では先ず、水凌えによる雨乞方法の、大和における事例を紹介する事にしよう。

事例1 下北山村では、ヒデリの続いた年にはジゲ中が池峰へ上って明神さんに参り、祠官さんに祈禱してもらって池の水を徳利やびんなどにタバって来て、ちょっとずつ田畑にまいた。そうすると不思議に雨が近かった。昔は紀州からもよく雨乞いに来て、戻る途中でもう降って来たといって礼状が来たとか、途中でマクレて（ころんで）そこで雨を降らしてもうたという話も聞いた（『下北山村史』昭和48年）。

事例2 都祁村小倉の雨乞いの祈願の順序は効験いかんで次の段階に分かれる。

- (1) 村中の人が出て八柱神社へ雨を降らす願を掛け、オコリトリをする。
- (2) 壇の山頂のリョウサンに願を掛ける。
- (3) リョウサンの鏡池の水を二、三杯くむ。
- (4) 鏡池の水を全部くみ出す。

(4)を行なうと必ず雨が降った。この小倉のリョウサンは大和の^{くんなか}国中、伊賀方面からも参った（『針ヶ別所史』昭和44年）。

事例3 天理市長滝では、在所の西北のリョウサンへみんなで参り、「雨が降ったら水返しましょう」といって、山頂の一坪ばかりの水をかえ出し、暗くなって提灯をつけて帰る。幸いに雨が降ると茶瓶に水を入れて戻しに行った。リョウサンの頂には池のほか石で玉垣をめぐるした祠があり、豊井あたりからも頼みに来る（林 宏「天理市福住地区の年中行事と農耕習俗(二)」『近畿民俗』62号 昭和49年）。

これらは龍神あるいは水神の祀られている池から水を貰うことによって雨を乞うたものであるが、事例1の他は貰った水の処置については報告されていない。事例1ではまた、

水を貰って来る途中マクレてそこで雨を降らした等とされているが、火タバリに際してもしばしばこうした例が報告されており、貰い水は火タバリによる雨乞方法に対応するものと考えられる。しかし、ここに紹介したものの他は、室生の龍穴詣りによって雨乞を行なう村々で龍穴神社の水を貰って帰る地域がある程度で、相対的に貰い水による雨乞の方法は大和では少ないと言える。

事例3は明らかに水凌えによる雨乞の方法であるが、この報告に見る限り、水をかえ出す事が即水を貰う、借りる事と観念されていたと考えられる。また事例2では、先ず水を二、三杯汲み、それで効験が認められなければ全部水を汲み出す事によって雨乞をしたとされているが、これは徐々に簡単なものから派手な事、大袈裟な事をする事によって神を吊りつつ祈願を果たすという雨乞の常套手段である。ところで、もし水を汲む事、かえ出す事が水を貰う事に通ずるとするならば、水凌えによる雨乞方法と貰い水による雨乞方法は、本来同質のものであったとしなければならぬ。室生の龍穴詣りに際して、貰い水によって雨乞をする村々が多い中において、ただ胎中だけは皆龍穴へ行った時、龍穴の水をかえたと伝えられており¹⁾⁽²⁾、貰い水と水凌え(水替え)とが同質の雨乞方法であった事を示唆していると言えるだろう。

事例4 天理市上山田では、近くの山の背の天然水の湧いている井戸をかえ出す。まず最初は東垣内の背の方にある大師井戸の水をかえ出す。それでも効験が無いと向淵や春日さんへ頼みに行く(林 宏前掲論文)。

事例5 天理市別所では城ヶ峰へのヒフリの他に、村中で塔の森サンへも行った。ここには、永室さんのお墓と伝える祠と小さい池があり、その池の水を凌え出す(林 宏「大和雨乞資料」【大和民俗第2号】昭和34年)。

事例6 奈良市五ヶ谷では昔の城跡の井戸の水を凌え出す。その時の唱え詞は「アメータンモリタンモリヤー タ(田)ハヒイツクヤケルワー」(同上)。

事例7 奈良市忍辱山町に高雷さんという小祠がある。雨の神といわれた高雷神^{たかおろかみ}を祭って

いるという。昔は丑時まいりをしたという社がある。雨乞の時は、そこにある井戸を凌えると、神さんはその井戸を満たそうとして雨を降らせると信じられている(『奈良市史』昭和46年)。

事例8 桜井市箬中では、雨乞に氏神のお堀の水を凌え出す(林 宏「大和雨乞資料」【大和民俗第2号】昭和34年)。

事例9 磯城郡旧上之郷村滝倉(現桜井市)では、赤出の香酔峠の龍王神社の小池の水をかい出し、お神酒を上げ、貝を吹いて行き返りしたという(「郷土」上之郷篇)。

事例10 高取町車木では氏神の森の小さな池を、女ばかりが集まって裸になり、かい出すと雨が降る。しかし、その姿を人に見られると効がないというので極秘でやった。神聖な場所を汚したというので、神が怒って雨を降らせるのだという(高谷重夫「雨乞の一方法～水かえ行事～」【あしなか】133輯 昭和47年)。

事例11 明日香村豊浦では、難波池の水を替えると必ず雨が降ると言っており、村人集って水を汲み出した。水かえ桶を使ってすっかりかえ、新しい水を入れ、きれいな水を神社にかけ、向原寺の住職が読経すると必ず雨が降った。この難波池は旧正月二十一日に大掃除をし、大焚火をして池を清め、その火でおしり



▲室生龍穴神社

をあぶると物事に成功すると言われる(『明日香村史』文学・民俗篇 昭和49年)。

事例12 室生村三本松地区では元三と琴引が鎌倉の滝壺を、砥取と滝谷は西ノ滝壺をカラッポにした。さらに西谷では室生の龍穴に底が通じているといわれる字ドキヤブチの水をかえた。西谷をはじめ竜口、滝谷、砥取の四カ村の農民が集まり、桶で水をかい出し、岩のカタの雑草を刈ってきて燃やし、淵の中へ放りこんだ。また西谷の字ユブネにあるゴケ壺ではゴケ(後家)さんが水をかい出し、ミカマの滝壺は男が水をかい出した。

東里地区でも小原は小原の滝を、青葉山のオタキ、メタキは上下の筈間でかい出し、下筈間では滝壺の底が見えると壺の主といわれる大ウナギを捕え、梯子で下へおりて寺の釣り鐘を滝底へ置いたという(『室生村史』昭和41年)。

事例13 大淀町大岩の雨乞いは村中総出で火フリをし、大日さんの池へ行った。「タンモレタンモレタンモレヤ、池モ川モカンラカラ、ナスビモカボチャモ皆焼ケタ。雲ニシズクモナイカ、アツラー一降りクダサイナ、大日サマ、タンモレタンモレ、タンモレヤ」と口々に唱えながら大日さんの池まで行き、池を凌いでその泥をタゴに入れて帰り、大日堂の屋根にふりかけた。そうすると大日さんがお咎めになって屋根の泥土を洗い流すために、必ず雨を降らしてくれるものという(『大淀町史』昭和48年)。

事例14 西吉野村大日川に乙姫淵という淵がある。ある男が、取り落とした鉈を探しにこの淵に入り龍宮に至ったが、帰りに、この滝をかい乾せば雨が得られると姫から教えられた。それ以来、早にはここをかえるが、明治年間にこの方法で三日目に大雨を得た経験があった(高田十郎『大和の伝説』昭和34年)。

事例15 西吉野村永谷の不動さんの滝壺の水を干して、その中で火を焚いた(『西吉野村史』昭和38年)。

事例16 山添村北野の雨乞は、千灯明とか砂持ちとか、八種類の行事の中から、神意に叶ったものを選び、それを雨の降るまでやった。その中に「牛ヶ峠の岩屋の弁天の池かえ」とか「奥元神社の鏡かえ」の二つの池かえが含

まれていた(『東山村史』昭和36年)。

以上に掲げた事例を見ると池を凌げる、水をかき出すというものと水を替えるものとが存在するが、明日香村豊浦(事例11)及び山添村北野(事例16)のそれと室生村の一、二例(事例12)を除いては全て水を凌げる、水をかい出すことに主眼が置かれている。水を凌げるという行為は、池を清浄にする、水を替える事にも通ずるけれど、西吉野村大日川(事例14)では池をかい乾せば雨が降るとされ、室生村の諸地域(事例12)では滝壺をカラッポにする事がこの行事の目的であった。とするならば、水を替えるのではなく、池底を干上がらせることこそがこの行事の意図する所と考えられ、そうした視点から検討してみなければならない。

高谷氏はこの水凌ぎ行事による雨乞について「かつては祭場である池淵などの水をほし、底に溜った土砂や塵芥などを取り除き、水を新たにし、一切を清浄にした上で雨乞の祭りが行なわれたものであろう⁽⁴⁾」との見解を表明している。筆者も基本的には高谷氏の見解を支持する者であるが、では水凌ぎの後どのような祭りが行なわれたのかを次に眺めて見る事にしよう。

大淀町大岩(事例13)のそれは池凌ぎの後、泥を大日堂の屋根にふりかけて雨を乞うというものであるが、これは池凌ぎによる雨乞方法と神仏に泥をかけて祈願する方法とが混合したものとも見るべきだろう。

桜井市滝倉(事例9)では池の水をかい出した後、お神酒を上げ、貝を吹きながら行き返し、明日香村豊浦(事例11)では神社に水を掛け、僧侶が読経するというものであった。前者については何処が祭場となっていたのかは不明であるが、後者は一往神社という事になる。西吉野村では(事例15)池を干した後、池底で焚火をしたとされており、池が祭場であったと考えられる。室生村下筈間では(事例12)、滝壺の底が見えると滝の主である大ウナギを捕え、梯子で下へおりて寺の釣り鐘を滝底へ置いたという。大ウナギと雨乞との関係、釣り鐘を滝底へ置く事の意味が説明されていないが、ただ滝底が祭場であったと見る

に十分な素材を提供しているといえる。

ところで、半鐘や釣鐘を池や淵に漬けるという半鐘カタギ、半鐘ハメは全国に広く認められる雨乞の方法であるが、この下等間の事例は、水凌えと半鐘カタギとを接続するものであり、両者が果して別個の雨乞方法だったのか検討を要する。この半鐘カタギと水凌えの関係を示すと考えられる事例がもう一つだけ存在する。

事例17 磯城郡田原本町等形では、七日の間雨乞の願をかけ、それで降らぬ時は池の水の涸れた時現われる池の中の井戸に「池の中ガンガラ、雨たんもれ、たんもれ」と唱しながら鐘を漬けると雨が降る（高谷重夫「鐘と雨乞」『澤田四郎作博士記念民俗学論集』所収 昭和47年）。

この事例は、池底に井戸が存在し、その井戸に向けて雨を乞うものであり、その場合鐘がこの祈願にとって不可欠であることを示している。では池底の井戸とは一体何を意味するものなのだろうか。

事例18 奈良市長谷町にある塔の森の十三重石塔の近くに蓋をした小さな井戸がある。昔日照りが続いたとき、この井戸の蓋をとって雨乞をしたところ雨が降ったので、その後この井戸を雨乞の井戸と呼ぶようになったという。現在も日照りがつづく農家はこの井戸の蓋をとって雨を祈る（『奈良市史』昭和46年）。

事例19 釈迦ヶ岳の八合目ぐらいの所を北山領へ越えた所にアマブタイシ（雨蓋石）という一抱えほどの平たい石があり、十津川村旭地区ではこれを揺ると雨が降るといって、よく揺すりに行った（『奈良県吉野郡旭ガム関係地民俗調査報告書』昭和50年）。

事例20 明日香村岡では、岡寺境内の龍蓋池の水をかえる。池底に更に井戸があって大きな石で覆っている。その石の蓋を金テコでごとと言わせると、井戸の中に封じ込まれていた龍が昇天して雨になるという（『明日香村史』文学・民俗篇 昭和49年）。

池底に井戸が存在し、その中に龍がいる。その龍に対して、雨乞をするというのが事例20であり、おそらく事例17も同類のものと考えられる。奈良市長谷町（事例18）のそれは蓋のされた井戸そのものが祈願の対象であり、十津川村旭（事例19）になると単なる石蓋が対象となるが、池底の井戸の変形と見るべきだろう。

（Ⅲ）

以上大和における水凌えによる雨乞方法を見て来た訳であるが、この行事にとって池底がどれほど重要な要素となっているかが確認された。次の作業としては、池底を祭場とする事例及び池底に井戸なりそれと同じ類のもの存在を認める事例が、他地域にどれほどあるものなのかを見てみなければならないだろう。

事例21 山梨県都留市の旧谷村金井区の桂林寺境内にある蛇池を雨乞にさらうという。これを凌うと黒蛇がいる。その底で火を焚き、穴を見えないようにすると雨が降る（高谷重夫「雨乞いの一方法～水かえ行事～」『あしなか』133輯 昭和47年）。

事例22 長野県北佐久郡三井村の香坂川の上流の香坂新田に一つの滝がある。この滝の傍に竜が住んでいたといわれる穴（深さ六尺直径三尺）があつていつも水が溜っている。早魁で雨乞をするときには、この釜の水を替え乾してきれいにし、この中で火を焚くと、きつと雨が降るといわれている（安間清「雨乞いに水をかきまわすこと」『民俗学評論』15号 昭和51年）。

事例23 滋賀県蒲生郡日野町鎌掛の藤兵衛殿池は、昔この地の城主蒲生藤兵衛が飛び込んで死んだ池だと伝え、藤兵衛を祀る小祠がある。雨乞いには夜松明をふりかざしつつ、この池の水を桶でかい出す行事があった。藤兵衛の姿が見えるまでやるというが、実際はそれまでに雨が降るといって（高谷重夫「雨乞いの一方法～水かえ行事～」『あしなか』133輯 昭和47年）。

事例24 箱根の芦ノ湖は、早で水が減ると、水底に屋根の脊が見える。昔この池の人たち

は、龍宮の屋根だといって居たが、これが見えるようになると吃つと雨が降るといわれた（中里龍雄「雨乞の伝説(二)」『旅と伝説』3-4 昭和5年）。

事例25 日光の中禅寺湖も、早すると、天気の良い日には、堂屋のようなものが水底に見えたといわれ、湖畔の堂宇が映るのではない証処として、その堂屋を桜上から臨むように見えるので解るといわれた（同上）。

事例26 肥前領の田平（平戸海峡の東側）というところにある釜ヶ淵は、早になると農夫が力を竭して水を干すが、半分ぐらいになると水中に石頭のようなものが見える。里人はこれが少しでも現われると、暴風雨がいつもあるので、雨乞法のかわりに行なわれるといわれる（同上）。

事例27 壱岐の湯岳にも伝九郎池があって、その水を干して雨乞する例になっていた。その水底に石仏があって、その頂を踏むすと必ず雨が降るといはれていたのである。或る年、旱があったので、二十四ヶ村の人々が集って、昼夜兼行三、四日ばかりで水を干したが、石仏は露れず、七日に及んで水はすっかり竭きたが、雨は少しも降らなかった。そして仏体らしいものは何もなく、唯泥の中に石か木かも判らない、壇のようなものが横たわって、幾百年の昔のものかわからず、役所に収めたという（同上）。

事例28 岩手県紫波郡煙山村（現矢巾町）の南昌山の北の沢にザル淵という淵がある。淵の底にザル型の大きな穴があるのでこの名がある。源義家が安倍貞任の流した毒をここでこしたのでこの名があるとも伝える。旱天にはこの穴をかき回すと雨が降るといって雨乞にかき回すという（佐々木喜善「鳥虫木石伝」旅と伝説3-2 昭和5年）。

事例29 宮城県登米郡北方村（現迫町）に主の蛇が姫の姿で水底で織機を織っているという伝えのある長沼という沼がある。早魘が続くと水が減って主の棲むというカラト岩が見えるようになる。その節そこへ行って水をかき回すと必ず雨が降ると信ぜられているが、主の祟りを恐れて取えて行く者がなくそうである（高谷重夫「水をかき回して雨を乞うこと」『日本民俗学』101号 昭和50年）。

事例30 愛知県額田郡美合村（現岡崎市）乙川に男竜頭、女竜頭という二つの淵があり、その底には竜宮があるという。昔、豊宮村衣文謂信寺の稚児がこの淵に入って竜宮王となるといい、それより謂信寺で種々の器を借りようとするときは、書を認めてこの淵に沈めればただちに浮上った。あるとき供物の膳二、三を残して返したら、この事が止んだという。また雨乞いに、寺宝の蓮糸の袈裟を淵に投ずると、数日後に遠州桜ヶ池、あるいは信州諏訪池に浮んだという（柳田国男編「日本伝説名彙」昭和25年）。

事例31 福井県丹生郡朝日村（現朝日町）天甘の淵の上に大岩があり、この上に正月七日、十六日には竜灯が燃えることがある。その下にある鳥帽子岩の下には穴があって、水上から流す薪等がその岩に当たると、穴に入って再び出ない。それで竜宮淵と呼ばれている（同上）。

事例32 兵庫県加東郡河合村（現小野市）河合川の栗生を流れる辺を竜宮の淵という。淵の底一面に岩を重ね敷いた中間に穴があるが、その深さは測り知れぬという（同上）。

事例21、22は池底で火を焚いて雨を乞うというものであり、池底を祭場としている数少ない例である。事例21では池の底にいると伝えられる黒蛇に対しておそらく祈願しているものと思われるが、池底の穴に所作を加えていることも見眺してはならない。事例28、29では淵乃至は池底の穴をかき回して雨乞をしたという。とするならば当然池底が祭場であったと見るべきだろう。

事例31、32は雨乞とは直接係わりを持たないけれど、これら事例から池や淵の底に穴があって竜宮に通じていると広く信じられていた事がわかる。

事例23から27まで、池淵もしくは沼の底に石仏や龍蛇の棲家があり、水をかき出してそれを確認することが即ち雨を得ることであった。ということは池底の存在物が雨乞祈願の対象であったことを示している。

以上見て来たように池底には雨乞祈願の対象となる何者かが存在すると信じられていた。そしてその存在物は、蛇やウナギ、ナマ

ズ等の池の主の場合もあり、石仏や遺体の場合もあるが、多くは池底の龍宮に通じていると伝えられ、また龍が棲んでいると見なされている井戸もしくは穴そのものであった。水をかき出すことによってそれらを顕現せしめ、焚火をしたりお神酒をあげ、また鐘や貝を鳴らしつつ祈願することがこの行事の目的であった。とするならば水凌えは、そのための単なる準備にすぎなかったと見なければならず、また池底に祈願の対象が存在したからこそ池底が祭場ともなりえたと考えなければならぬ。

(IV)

ところで先に、釣鐘や半鐘を池や淵に沈めて雨乞をするという半鐘カタギについても、この池凌えと合わせて考察して見なければならぬ事を指摘したが、次に半鐘カタギについて考えてみよう。

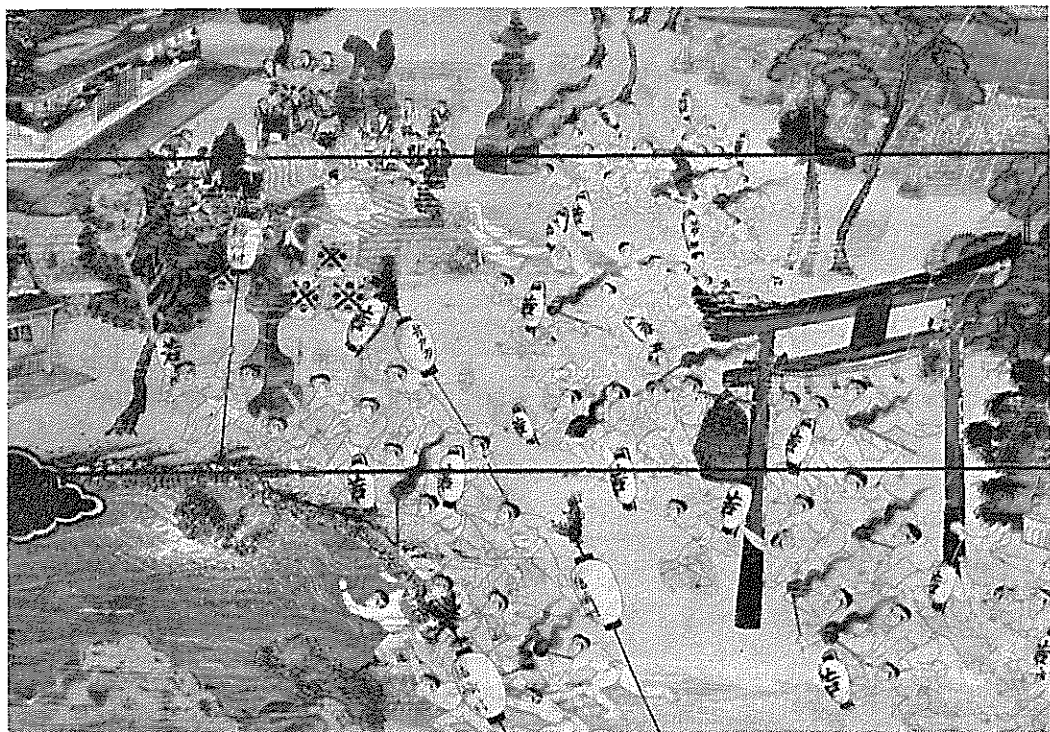
尚この事に関して筆者は、大和における事例から見て、普通半鐘や釣鐘の頭部に刻まれている龍に対する祈願にそのねらいがあったとし⁽⁴⁵⁾、また高谷氏も龍頭の龍が機縁となり

こうした習俗が生まれたとしている⁽⁴⁶⁾。ところがもし池や淵に対する働きかけが、池底の龍なり水中の主にあつたとするならば、これらの見解は訂正されなければならない。

わが国には龍が鐘その他の宝器を欲しがると話など、鐘と龍との関係を語る伝説・伝承が数多く存在する。事例30などもそうしたものの一つに他ならないが、尚いくつか事例をあげてみよう。

事例33 愛知県西加茂郡挙母町（現豊田市）長興寺の裏手に一町ばかりの矢作川に臨む処に竜宮と称する所があるが、昔はここに深淵があつて、住職がそこで説経して望む品名を書いたものを投込めば、ただちに、その品が浮び上がり、岩の上に揃ったといわれ、寺の釣鐘もそこから上つたものという（柳田国男編『日本伝説名彙』昭和26年）。

事例34 新潟県刈羽郡大洲村（現柏崎市）西光寺の下の鶴川に鐘ヶ淵と呼ばれる所がある。昔、西光寺の鐘が毎晩「海へ行こうか川へ行こうか」と鳴るので、住職が海へなり川へなり好いた方へ行くがよいと言つたら、竜



▲半鐘カタギ絵馬・部分（川西町結崎糸井神社蔵・明治27年奉納）

頭が切れて転がり出し、鐘ヶ淵へ入って沈んだという(同上)。

事例35 熊本県八代郡宮地村(現八代市)悟真寺の開山大原孚禅師は唐の悟真寺の大火を消したというので、返礼に二つの華鯨を贈られたが、その一つは途中、海中に沈み、残りの鐘をも欲しがって、寺の門前の松に竜火のかかることがしばしばあった。よって竜灯の松と称した。その後早年に、お告げによってこの鐘を淵に沈めて雨を祈ると、洪水となり、鐘は異音を発して流れ去ったといい、それより旱魃のときは淵に鐘を漬けて祈る行事が起こったという。この淵を俗にカンゾー淵という(同上)。

事例36 長野県北佐久郡協和村の福王寺の城内に聖井というのがあり、昔からこの聖井の水をかえると必ず効があるといわれている。また聖井の底には昔、竜が落とした釣鐘があるが、その鐘を掘り出そうとすると必ず雨が降るといっている(安間清「雨乞いに水をかき回すこと」『民俗学評論』15号 昭和51年)。

事例33、34は龍と鐘とが因縁浅からぬことを示すものであるが、こうした例は枚挙に暇がない。事例34では鐘の龍頭が重要視されているが、単に鐘と龍との関係を示す為に引き合いに出されたにすぎないだろう。そうでなければ、鐘と淵、龍との関係が説明できない。事例35、36は鐘と雨乞との関係を端的に示すものである。事例35はまた、実はそうした習俗が大陸から伝わったものであることを暗示している。

高橋氏によれば「中国には古く『波礼』とも名付くべきものがあり、或る機会に水中に玉璧、鐘、剣の類を沈めて荒ぶる水神の霊を鎮めた。今でも河湖池沼等から、その時に沈めたらしい銅牛や鐘が出る⁽⁷⁾」という。

ところで高谷氏は「これらの伝えは、鐘漬けの起りを沈鐘の伝説にからませて説こうとしたもので、もとよりこれが習俗の起こりであるとは思えない⁽⁸⁾」としている。では何故、室生村下笠間(事例12)では池を凌ぎ鐘を池底まで下ろさなければならなかったのだろうか。また、田原本町笠形(事例17)では池底の井戸に鐘を漬けたというが、それはいかなる

理由によってなのだろうか。

龍神と鐘との因縁を語る話がわが国にもこれほど数多く存在し、また池や淵を中心に繰り広げられる雨乞の多くが、その底に棲む龍神(水神)に対する祈願であったとするならば、鐘や半鐘を池や淵、井戸に沈めるという行為は、龍頭ではなくして龍神(水神)に対して行なわれたものであり、霊境の主の霊を鎮め、心意を伝えて雨を乞うたものと考えなければならぬ。

注(1) 拙稿「神カタギ・仏カタギ(一)、(二)」(『西郊民俗』76、77号 西郊民俗談話会 昭和51年)

注(2) 拙稿「火タバリ」(『奈良県立民俗博物館だより』Vol. III No. 3 昭和51年)

注(3) 『室生村史』昭和41年

注(4) 高谷重夫「雨乞いの一方法～水かえ行事～」(『あしなか』133輯 山村民俗の会 昭和47年)

注(5) 拙稿「神カタギ・仏カタギ(二)」(前掲書)

注(6) 高谷重夫「鐘と雨乞」(『澤田四郎作博士記念民俗学論叢』昭和47年)

注(7) 高橋盛孝「人鐘考」(『朝鮮学報』第三輯 天理大学朝鮮学会 昭和27年)

注(8) 高谷重夫「鐘と雨乞」(前掲書)

中世興福寺領荘園の水利慣行をめぐって

—— 14～15世紀の能登・岩井兩川用水相論を中心に ——

奥野義雄

はじめに

水稻耕作にとって〈水〉は必須条件であり、奈良時代以前から現在に至るまで、農業生産にかかる大きな課題として水利問題を携えているといっても過言ではない。

奈良・平安時代においては公的事業として国家が築池造営や河川改修事業を行ってきた。また、鎌倉・室町時代を通じても平安時代後半から台頭してきた荘園領主によって灌漑施設の造営や修補事業がなされてきたのであった。たゞ、現実には水利にかかる施設築造・修補の事業がなされたとはいえ、そこには中世領主支配の諸荘園間の水利慣行の問題を内在させていたのである。

ここで検討しようとする能登川・岩井川にかかる用水を基盤とした仏聖・三橋荘、神殿荘、畑森新荘、京南荘、越田尻荘そして四十八町荘の六荘は、たえず用水相論を繰り広げてきたのであった。

この能登・岩井兩川の用水相論については、すでに中村吉博博士によって究明されているが、ここで再び検討しようとする点は、さきの六荘に対する許可制度、つまり百姓の申文と百姓在所の荘園給主側の申状の（公文目代を通じて寺務への）提出によって、寺務からの水田灌漑用水の引漑「水文」が出されて兩川の水を分水することができたという制

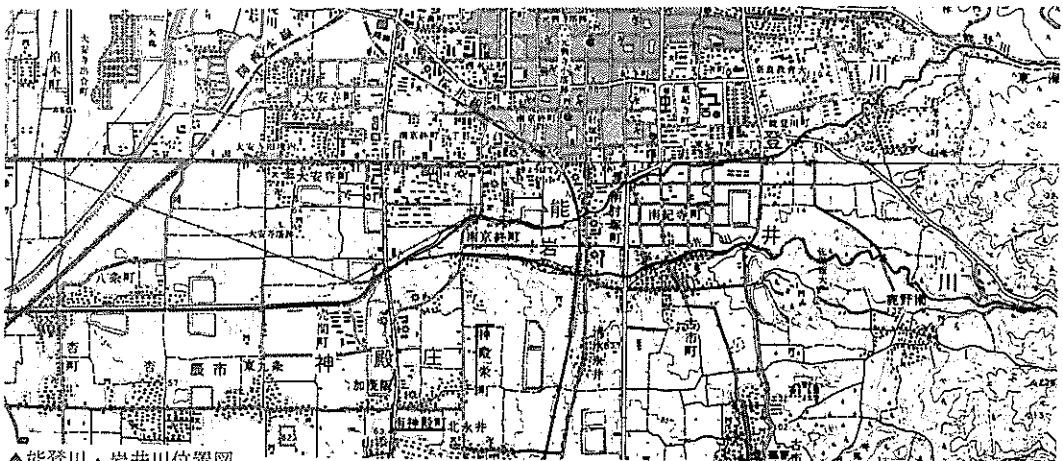
度で、領主興福寺の寺務支配下で順番制をとる方策でもなく、申文→水文の相関性において成り立っているという論究には検討の余地があるといえよう。なぜなら、現実に〈申文・申状〉提出と〈水文〉公布の関係では理解しがたい引漑方法がみられるからである。

たとえば、寛正六（1465）年八月六日の条にみえる「能登・岩井兩河用水事」で、
 神殿第二反与畑森新庄第二反捧申文之處、
 可依申文之前後之旨、自寺務成敗云々、以外次第也、如先例可申沙汰旨、成奉書於公文代了、於先例者神殿第二反・三反与新庄初反捧申文處、不依申文前後給神殿者也、
 とあり（傍点—奥野）、神殿荘と畑森新荘とが申文を提出したが、兩荘いずれが後前になるうとも「先例」にもとづいて神殿荘へ給水せしめたのである。この現実には、中村博士の究明による〈申文〉⇄〈水文〉の論理では理解しがたいところである。そこには、領主興福寺と諸荘園との関連性によって〈申文〉にみる二者択一の方法があるのではなかろうか。

また、用水分配の期間についての差異についても再考すべき点があろう。

したがって、ここではこの二つの問題点の内、前者の点に焦点を絞って次に検討していくことにしたい。

注(1) 「水の分配」（『中世農業史論』所収）



▲能登川・岩井川位置図

注(2) 尋尊大僧正記四十二(『大乘院寺社雜事記』第3卷所収)

1. 引漑申文と水文宛行にみる差異

中世荘園制下の農耕用水の引漑には、すでに中村博士の指摘されたごとく、一反別一日一夜引漑で百姓の申状次第給水される「大川用水」の方法と、ここにみる能登・岩井両川の用水方法とが⁽¹⁾存在したことを知ることができる。この能登・岩井両川用水においては、同博士が究明されたごとく三橋荘ほか五荘がそれぞれ引漑申文を提出することによって荘園領主興福寺々務から公布された水文を受取り、これによって水文受取主体の荘園内荘民(百姓)は初めて引漑の権利を確保したのであった。たとえば、康正三(1457)年五月六日の条を窺うと、

能登・岩井用水事、明日七日ヨリ神殿庄、可給之由申上之間、其通公文目代二仰付之了、申状并給主清賢之状、同公文目代方二仰遣之、則公文目代ヨリ、神殿庄・畑森庄・四十八町之申文取進之、時付ハ神殿庄六、時分、第二、新殿(庄)六ノ時分、一番、四十八丁卯下尅云々、同公文目代書状進之、

各七日七夜分申之、

とあり(傍点一奥野)、六月七日より神殿荘が引漑することになったその順序は、神殿荘が〈申文〉と併せて「給主清賢之状」=申状を公文目代を通じて興福寺々務へ提出し、同寺務より〈水文〉が出されて引漑に及ぶというものであった。さらに、神殿荘とともに畑森新荘・四十八町荘の「申文」を取進んで引漑時刻も定められたのである。すなわち、「六ノ時分」(午前六時から午後六時か)に一番畑森新荘、二番神殿荘、そして「卯下尅」(午前七時)には四十八町荘がそれぞれ「七日七夜分」引漑したというのである。

このように同時に各荘が引漑の申文を提出しても所謂「輪番制」でいく場合もあったが、常にそのような状況下で各荘園の農業用水が得られたとはいえなかったのである。なぜなら、次の寛正六(1465)年八月七日の条の文言がそれを示してくれよう。すなわち、

能登・岩井兩河用7事、以先例仰遣寺務法印方之間、則給水文於神殿庄了、新庄与神殿相論之時、每度給神殿者也、不能左右之間成敗云々、

とあり(傍点一奥野)⁽³⁾、畑森新荘と神殿荘とか引漑の相論が生じた際、毎度神殿荘に〈水文〉が給付せられたというのである。

第1表

年号・条々	荘名	神 殿	畑 森 町	四十八町	京 南	三 橋	越 田 尻	備 考
康正3年5月7日		②	①	③				①②「六ノ時分」 ③卯下尅、いづれも「七日七夜」
3年5月14日		②	②	①	③			いづれも「卯下尅」 「七日七夜」
3年5月11日		×						
3年8月7日		○ 8/7-8/15					5/11-5/16	「七日七夜」
3年8月17日				○				
長祿2年4月30日			①	②				
2年5月8日				×		○		
2年6月11日				×		○		
2年6月19日					×	6/20-6/25		「五日五夜」
2年6月25日		○						神殿荘は「水上」ゆえ 「七日七夜」
2年6月25日						6/18-6/21		「七日七夜」
4年7月14日		×			×	○		
4年7月21日		○						
寛正2年7月12日						○		「五日五夜」
6年6月19日			×	×		○		「神殿・三橋兩荘」は 「水上」ゆえ
6年8月6日		○	×					

(註) この表は『大乘院寺社雜事記』[角川本]によって作成したものである。また、康正年間から延徳年間までの用水相論の内、康正年間から寛正年間までを表にまとめた。

(註) 年号の年月日は同記の条々によるため実現の引漑と異なる場合があることを了承していただきたい。

(註) 表中の○×印は用水相論の勝敗を示したものである。また、①②③の数字は用水の順番を示す。

同様に寛正五（1464）年六月十九日の条においても窺えるのであった。すなわち、能登・岩井兩川用水、自今日佛生⁽²⁵⁾三橋庄給之云々、自昨日自寺務以奉書公文目代方ニ仰遣趣、兩川用水事、可給越田尻庄云々、五師申故歟、（中略）、則三橋庄・四十八丁・畑森新庄三个所申文献之、五師雖申子細候、自今日三橋庄ニ給之了、自余庄々ハ神殿・三橋庄ニ對テ不及相論者也、

とみえ（傍点一奥野）⁽⁴⁴⁾、三橋庄と越田尻庄の引漕の権利は、まず三橋庄に有利な方向へと進んでいったことが知られ、「余庄々」すなわち越田尻庄、京南庄、畑森新庄、四十八町庄は、三橋庄と神殿庄に対して用水引漕の「不及相論」とあった。つまり、三橋・神殿両庄はさきの四ヶ庄よりも優位にあり、用水の引漕を給せられていたのである。

では、他の四ヶ庄でもその優劣が存在していたのであろうか。その一端を垣間見ることにしよう。

まず、文明二（1470）年六月廿一日の条をみると、

兩河用水事、越田尻・新庄各初反申入之、先日より無一通、凡及相論条不可然事也、成身院順宣種々申入故、如此延引了、為越田尻且ハ不便事哉、（中略）、

就能登・岩井兩川用水事、波多森新庄与越田尻庄相論事、當年者先以任明徳年中御記之旨、引漕越田尻庄候、然者先規様色々被申候上者、自後年者新庄与越田尻庄不及相論様、堅可有御下知候越田尻庄候、則只今も被仰付候、（下略）、

とあり（傍点一奥野）⁽⁴⁵⁾、波多森（畑森）新庄と越田尻庄の兩川用水相論において、「當年」（文明二年）は「明徳年中」の「御記」によって越田尻庄が引漕せしめられる結果となったが、その引漕は「先規」にもとづいてのことであり、これより（文明二年）以後波多森新庄と越田尻庄の兩庄間での用水相論を生起せしめないようにということであった。これらの諸庄にみる用水相論の優劣については、第1表を窺うことによっても理解できよう。

では、ここにみた「御記」かつ「先規」、さらにさきに触れた寛正六（1465）年八月七日の

条の「先例」をもってそれぞれ用水引漕に優位にあった神殿庄（三橋庄も同様）や越田尻庄は、莊園領主興福寺（寺務）といかなる関係にあったのであろうか。

一方、もっとも優位にあった神殿庄や三橋庄に対して他の四ヶ庄の用水引漕に関して例外的な一面があったことも見逃しがたい事実であった。

すなわち、長禄二（1458）年六月十一日の条にみえる文言で、

佛聖第三反・四十八丁第二反申入之、尤可給佛聖三橋庄事、云道理云先例不能左右事也、然而豊田頼英^{下野公}、令參、於道理者不及是非候、但只今事以別段之儀、四十八丁ニ可被下候、彼百姓等御領越田尻ニ住宅之者共也、

という事情が窺え、「御領越田尻」に居住する四十八町庄の百姓共は「悉以豊田之披官候間」、豊田頼英からこのような申入れがあり、寺務内において論議があったと同日条から窺える。そして、「大方此成敗背先例条」ことになり、もってのほかであるが、「豊田事、近年就内外致奉公仁候間」、別儀をもって四十八町庄へ引漕を沙汰したのであった。しかしながら、この別儀の沙汰は「向後更不可成其例也」（傍点一奥野）と強調して記載されていたのである⁽⁴⁶⁾。

このような「別儀」、つまり特例は、「先例」をもって行なわれる能登・岩井兩川用水の引漕には、興福寺々務とかかわるものの力関係で行なわれたと考えられる。すなわち、下野公＝豊田頼英の披官ゆえに四十八町庄の百姓共の耕地への用水引漕がなされたのであり、下野公が興福寺に対して「致奉公仁」であったからであろう。

この事象については、中村博士がすでに論究されたごとく「豊田の機嫌を損ずるのを恐れ、無理をも聞かなければならなかった」興福寺々務（大乘院）の中世後期における莊園領主権力の「無力化」がそこにみられたといえる⁽⁴⁷⁾。それとともに大和における筒井一党、提一党、古市一党などの在地の新興在地勢力と興福寺との力関係を窺うことができよう。

このような現状は、15世紀後半からみられ

るところであり、すでに触れた文明二(1470)年六月の越田尻荘と畑森新荘との用水相論の折に筒井順宜(成身院)が種々申入れてきたのである⁴⁽⁸⁾。同様文明四(1472)年四月の仏聖・三橋荘と神殿荘との間に生起した「同尅同時」申文提出の際も筒井順宜の容喙するに至ったのである。この時も寺務においては「去康正三年七月兩庄同尅同時沙汰之時、成敗此儀也」と、所謂〈先例〉を持出していたのである⁴⁽⁹⁾。

この在地勢力と水利権の問題はともかくとして、しばしば無力化した興福寺々務が持ち出してきた「先例」「先規」とはいかなるものであったのか。そして、この「先例」「先規」に伴なって仏聖・三橋荘と神殿荘にかかる次のごとき文言がいかなる要素をもつものであったのかということも考えねばならない。すなわち、長祿二(1458)年六月廿五日の条にみえる、

今日間水也、自明日七日、七夜分、神殿庄第三反・京南庄第二反各捧申文、公文目代達之、任例可引漑神殿庄之第三反旨仰付了、神殿水主故也、昨日マテ三橋庄取之了、(下略)、

という文言で(傍点一奥野)⁴⁽¹⁰⁾、「任例」せる神殿への引漑には、神殿荘が「水主故」

であったがゆえである。同じ事象は寛正五(1464)年六月十九日の条にみる仏聖・三橋荘、四十八町荘そして畑森新荘における用水引漑にかかる記載からも窺えるのであった。すなわち、「此三个所申文賦之」そして「五師雖申子細候」も六月十九日の「自今日三橋庄ニ給之」されたのであった。その主たる理由は「自余庄々ハ神殿・三橋兩庄ニ對テ不及相論者也、兩庄ハ水主号故也」であったからにはほかならない(傍点一奥野)。だからして、「兩庄ハ申文ノ依前後テ給之先例者也」であった⁴⁽¹¹⁾。

このように三橋荘と神殿荘に対する優位性は「水主」であったがゆえであるが、「水主」とはいかなるものであろうか。

そして、この特権的要素をもつ「水主」を三橋・神殿兩荘が、莊園領主興福寺権力下でどのような関連において付帯したのか、さらにその特権的要素の付帯時期はいつ頃であったのかという問題点が生起しよう。

また、「水主」ゆえに14世紀中葉以前には、在地勢力の水利権にかかる容喙もなく(興福寺領主権力下で兩荘の用水引漑がなされたのであろうか。

では、次にいくつかの問題点を生起せしめた能登川・岩井川用水の引漑にかかる「水主」

第 2 表

	荘 名	期 間	引漑日数
第 一 遍 回	三 橋 荘	応永 ²⁵ 年 4月23日 ~ 27日	5日5夜
	神 殿 荘	4月30日 ~ 5月6日	7日7夜
	四十八町荘	5月8日 ~ 14日	7日7夜
	(畑) 波田森新荘	6月4日 ~ 10日	7日7夜
	越 田 尻 荘	6月12日 ~ 15日	4日4夜
第 二 遍 回	京 南 荘	6月17日 ~ 23日	7日7夜
	三 橋 荘	6月25日 ~ 29日	5日4夜
	越 田 尻 荘	7月3日 ~ 6日	4日4夜
	京 南 荘	7月8日 ~ 14日	7日7夜

(註) この表は「安位寺殿御自記」(別称「経覚私要鈔」)(内閣文庫本)マイクロ写真によって作成したものである。

を中心に問題の糸口に究明していきたい。

注(1) 尋尊大僧正記六十三(『大乘院寺社雑事記』第5巻〔角川本〕所収、以下大乘院一5などと略す)

この大川用水については、文明四年四月廿九日の条に、

子守神主毎度致奉行、所司田二町六反、百姓申状次第ニ用水給之、一反別一日一夜宛也云々、權上座田六反ハ六日六夜、正寺主田一丁八十日十夜、權寺主田一丁十日十夜、權上座一人、寺主二人・權寺主四人、合七人百姓、此七人申状次第ニ一ニ三以下ニ給之最末ニ申百姓ハ迷惑云々、此七人申給時、一日一夜之間水ハ神主徳分也、(下略)、とあるのがそれで、「一反別一日一夜」用水の宛てであったことが窺え、「間水」は「子守神主」の得分であったこともわかる。

注(2) 尋尊大僧正記三(大乘院一1)

注(3) 尋尊大僧正記四十二(大乘院一3)

注(4) 尋尊大僧正記三十六(大乘院一3)

注(5) 尋尊大僧正記五十五(大乘院一4)

注(6) 尋尊大僧正記七(大乘院一1)

注(7) 「水の分配」(『中世農業史論』所収)

注(8) 尋尊大僧正記五十五(大乘院一4)

注(9) 尋尊大僧正記六十三(大乘院一5)

注(10) 尋尊大僧正記七(大乘院一1)

注(11) 尋尊大僧正記三十六(大乘院一3)

II. 水文宛行と水主について

能登川・岩井川の用水引漕において、諸荘の申文(公文目代の申状も添えて)を提出し、これによって興福寺々務が「水文」を給することで、申文提出の諸荘は用水引漕が可能となったことをみてきた。そして、これが両川用水の水利慣行の一般的形態であったが、そこには一・二の例外的処置が存在したことを窺ってきた。とくに、14世紀半頃の前後によって、「水主」を付帯する三橋荘と神殿荘が他荘より優位にあったことと、大和国の在地勢力としての筒井一党をはじめとした後の国人層と荘園領主興福寺との勢力の力関係によって

「先例」かつ「先規」を無視した割込みの用水引漕がみられたことが現実として存在していたのであった。

だからして、「水主」と称することによって生じていた優位な「先例」も時にして新興の在地勢力によって崩される恐れもあったのである。

では、その「先例」とか「先規」と寺務が呼ぶ事例とはどのようなものかを検討することからはじめよう。

長祿二(1458)年五月八日の条で、仏聖・三橋荘と四十八町荘とが用水引漕で(とくにその引漕の反数〔回数〕で)相論した際に興福寺別当であり、大乘院門跡の尋尊大僧正みずからの言として、

予返答云、神殿・佛聖第二反与、四十八町・畑森新庄以下初反於相論之時、閏初反給第二反条、先例不能左右事也、仍只今事任先規仰付之、

と記述され、その後文に「能登・岩井両河用水先例事」として例挙しているのであった。すなわち、

文永十一年、三橋庄第三反・四十八町第二反・京南初反各申入之、及相論給三橋庄畢、弘安四年、四十八丁第二反・京南初反・三橋庄第三反相論之、任例宛給三橋第三反畢、

同五年、四十八町第二反、三橋庄第三反及相論、^(有)底之糺明、任例給三橋庄第三反貞治四年、四十八丁初反・神殿庄第二反・畑森新庄第二反・三橋庄第二反各申之、及相論、任例給三橋庄第二反畢、

應安四年、三橋・神殿兩庄第二反・四十八丁初反申之、給三橋庄第二反畢、

康安元年、四十八町初反・佛聖第二反申之、任水主之号、宛給三橋庄第二反了、

とみえ(傍点一奥野)、文永十一(1274)年から康安元(1361)年に至るまでの「先例」において仏聖・三橋荘の最も優遇された水利慣行を窺うことができよう⁽¹⁾。とくに、貞治四(1364)年における四十八町荘、神殿荘そして畑森新荘の諸荘との間で三橋荘は「第二反」を「任例」せて給水されていたのである。この優遇性は應安四(1371)年の「先例」においても同じであった。そして、「任水主之号」

せて第二反の用水引漕を宛て給せられた三橋荘と同様に神殿荘も「水主」であったが、何故に「水主」と号する両荘においてもこのような差異が生じたのであろうか。これを解く手掛はここでは窺えない。

たゞ、申文提出と水文公布という一般的な引漕方法の背後には、これらの先例の記載の一端から仏聖・三橋荘→神殿荘→他四ヶ荘という用水引漕にかかるランクづけができていたことを知る事ができよう。さらに、この長禄二年の相論記述に「於越田尻者、異余庄候歟之由被申之間、宛給越田尻了」とあり、「余庄」すなわち四十八町荘、畑森新荘、京南荘と異なると称された越田尻荘に用水を「可給神殿之次」に第二反の引漕を行なわしたのである。しかし、越田尻荘と四十八町荘とのかかわりは、文正元(1466)年五月七日の条の「光明皇后御忌日於講堂修之」云々という文言に続く

件祈所者

四十八町在越田尻

油田六町元二丁、以上南方御領也云々、越田尻庄之内歟という記述にみえる(傍点一奥野)⁽²⁾。このことから越田尻荘内に四十八町荘があったことになる。そして、四十八町荘は「光明皇后御忌日」の「祈所」として、すなわち「大方四十八町者、光明皇后御忌日田」であった⁽³⁾。

この文言を窺う限り越田尻荘内に四十八町荘があり、その荘地は「油田六町」の小規模荘園であったことになろう。また、四十八町荘を含む越田尻荘とは、「余庄」といかなる異なった要素をもつのであろうか。これらの記載からはこのことは窺えないが、この差異をして、三橋荘→神殿荘→越田尻荘→他三ヶ荘すなわち四十八町荘、畑森新荘、京南荘という優劣を窺い知ることができよう。

したがって、さきにみた文明二年の「波多森新庄与越田尻庄相論事」にあいても越田尻荘が能登・岩井両川用水の引漕を行ないえたのであったといえよう。そこには三橋荘や神殿荘と同様な特権的要素がなければならぬと考えられる。また、同時に応永二十四(1417)年七月十八日の条にみえる「神殿百姓申詞」「神殿御庄御百性等謹言上」の文言、すなわ

ち、

右能登・岩井兩河用水事、被閑余庄之初反、被宛下當庄第二反之条、不陈之儀也、遠者弘安年中四十八町初反与神殿第二反、雖及訴論、不被棄捐當庄申状、(中略)、近者嘉慶年中雖令對論、宛給當庄了、(中略)、所詮任先規、急自明日日田、被宛下當庄者、不及神役・公役違乱、可為御庄安全之、仍粗言上如件、

という謹言の条々に明らかに神殿荘百姓らの荘園領主興福寺に対する強訴的あるいは神役、公役などの課役遂行の是非は用水引漕の宛て行いにかかっているというようななかば脅迫的要素をもっていたといえよう⁽⁴⁾。

この事象をみる限り、荘園ことに神殿荘内の百姓らの領主興福寺に対する勢力的台頭がなければならぬであろう。いいかえるなら在地勢力化を促す一面をここで窺い知ることができ、三橋・越田尻両荘においてもこのような現実がなかったとはいいがたいところである。

この事象はともかく、両川用水の引漕許可の背景には、諸荘にみる特権的要素の有無が存在していたと見るべきであり、この要素とは「水主」と号することであり、「余庄」と異なることを意味していたのであるといえよう。

たゞ、引漕日数においては、「能登岩井河水記」で応永二十五(1414)年以後の六荘についての記載があり、第一反、第二反、そして第三反等々での三橋荘引漕日数は「五ヶ日五ヶ夜」であり、そして越田尻荘は「四ヶ月四ヶ夜」で、神殿荘および他三ヶ荘の「七ヶ日七ヶ夜」と異なることがわかる。この引漕日数についてはすでに中村博士が論究されているのでそれに譲りたい⁽⁵⁾。この日数・期日について第2表にまとめてみた。

一方、引漕の時刻については、康正三(1457)年五月六日の条にみえる。すなわち、
時付ハ神殿六ノ時分、新殿六ノ時分、
四十八丁卯下尅々、
という記述や同年月十四の条で窺える、
公文目代申入之、時付ハ各卯下尅、一番四十八丁、二番新庄、三番京南庄云々、各明日十五日ヨリ七日七夜申之、

という文言から「六ノ時分」、あるいは「卯下尅」に引漕が行なわれていたと考えられる¹¹⁽⁶⁾。

このように引漕日数および時刻が定められ、かつ各荘において引漕にかかる差異＝優劣が存在した背景には、さきの二要素があったからであるといえるであろう。

「能登岩井河水記」でみた応永以後の引漕の順列以前には、さきに例記した長禄二(1458)年の「能登・岩井兩河用水先例事」にみえる差異が存在していたのである¹¹⁽⁷⁾。つまり、文永十一(1274)年の三橋荘第三反の引漕が四十八町第二反、京南荘初反の申文に対して三橋荘三反が給せられた事実、そして康安元(1361)年までの「先例」の文言はこの差異＝特権の存在を物語るものといえる¹¹⁽⁸⁾。この差異が稀薄になる要因は、すでにみた後の国人化する在地勢力およびそれに連なる各荘の荘民百姓上層の勢力台頭であったといえよう。そこには旧来の「先例」をたどりがたいほどの荘園領主興福寺(大乘院)の無力化の推進が表裏一体となって存在していたからにはほかならない。だからして、延徳四(1492)年五月十四日の条の「能川用水事、神殿名主申旨有之」という文言はその一端を示すものであろう¹¹⁽⁹⁾。

このように14世紀中頃を境として能登・岩井兩川用水を基礎とする各荘は新興在地勢力と荘園領主興福寺権力の力関係の渦中に没していったのであった。そこでは、すでに窺ったごとく「先例」を破ることもあり、旧来の各荘の百姓荘民の引漕申文、給主の申状の提出とそれに対する寺務の「先例」にかかる「水主」などの特権的要素を配慮した「水文」の宛て行い方法は次第に崩壊していかざるをえなかったのである。ここでは「水主」たるものがいかなる特権的要素めものであったのかは窺い知ることはできなかったが、その特権の有無によって申文・申状↔水文という一般的形能に差異がその当初から存在し、三橋荘→神殿荘→越田尻荘→他三ヶ荘(たゞ、越田尻荘以下三ヶ荘は相論および力関係で変化したともみられるが)という優劣がみられたと考えられよう。

注(1) 尋尊大僧正記七(大乘院一)

注(2) 尋尊大僧正記四十五(大乘院一4)

注(3) 応永二十四年七月廿日の条、「経覚私要鈔」第一(『史料纂集』所収)

注(4) 「経覚私要鈔」第一(『史料纂集』所収)

注(5) 中村、前掲書

注(6) 尋尊大僧正記三(大乘院一1)

注(7) 「経覚私要鈔」第一(『史料纂集』所収)

注(8) 尋尊大僧正記七(大乘院一7)

注(9) 大乘院日記目録四(大乘院一12)

結びにかえて

能登川と岩井川の川水を用水源とする中世荘園にみる各荘間の動向、さらにその荘園諸荘の領主たる興福寺権力の14・5世紀の支配の一端、とくに百姓・荘民提出の申文と領主公布の水文の許可制度以前に、いくつかの特別な権限を内在させる三橋荘・神殿荘そして越田尻荘は水文公布に優位にあったことを示してきたが、その事象も14世紀中頃にはすでに各荘とかわってくる新興の在地勢力の伸長と興福寺荘園領主勢力との力関係によって次第に申文→水文の形態も内外的に形骸化していくという一端を窺ってきた。たゞ、変質していく途でも「水主」という一つの特権がいかなるものであったかは、管見の史料からは明らかに提示することができなかった。しかし、推測の境を脱しがたいが、立荘時の興福寺支配の在り方、たとえば四十八町荘が光明皇后忌日田であったとき要因が存在していたのではなからうか¹²⁽¹⁾。だからして、「皇后御忌日田可異他之間、四十八丁ヲ初反巡ニ宛給之、向後可存此旨」という文言からも窺えるごとく「皇后御忌日田」という冠名を強調していたのである¹²⁽²⁾。一方、越田尻荘についても文明十八(1486)年正月十一日の条にみる「龍花院御忌日無之、越田尻供祈未到故也」という文言から、龍花院忌日田として越田尻荘があったことは容易に考えられるのである¹²⁽³⁾。しかし、仏聖・三橋荘と神殿荘における用水相論にあって第1表にみたごとく三橋荘が神殿荘よりも優位にあった事実は、次の文明十七(1485)年六月日条の「能登岩井兩河用水相論条々」にみる文言はいかなる現実を提示

するのであろうか。すなわち、
雨河用水成敗之次第

神殿庄七介日夜 三橋庄五介日夜

以上兩庄者依申文之前後也、以一二之次第賜水文也、近来同尅同時之由、目代注進在之、(中略)、抑五師每度申入、神殿之次ハ閣三橋庄可賜四十八丁云々、守建久之下文云々、寺務不用此儀、神殿・三橋庄八同篇成敗也、神殿庄八兩川之根本之水主也、三橋准之云々、

というのがそれであり(傍点一奥野)^{註4)}、神殿庄→三橋庄という順序によって用水の引漑がなされていたのである。これによって窺えることは、建久年間(1190~1198)の下文では神殿庄→三橋庄という序列が、康正三(1457)年以後からこの下文のとおりでなくなってきたことである。つまり、建久年間以前から「兩川之根本之水主」であった神殿庄は、15世紀半にし「水主」に准ずる三橋庄よりも用水引漑において下位に置かれてきたのである。この点は、三橋庄かつ神殿庄の立荘にかかる用水引漑の優劣では解きたいところであろう。そこには別の要因が存在していたといえよう。すなわち、「康正三年七月以來」の興福寺々務の変質を考えなければならないであろう。

このように能登・岩井兩川を用水源とする六ヶ荘と興福寺々務=莊園領主権力の変化によって用水引漑の秩序も変移してきたこととともに各莊園の立荘時の在り方を究明することも必要なことであろう。しかし、この能登・岩井兩川を用水源とする六ヶ荘ともその立荘については共通して明らかではない。たゞ、さきの「能登・岩井兩河用水先例事」から各荘とも文永十一(1274)年にはすでに存在し^{註5)}、「次應永年中、五師等致其沙汰、點札ハ以安元・建久ノ下文」云々という用水相論にかかる文言からも12世紀後半に立荘を考えることもできるのではなかろうか^{註6)}だが、現在のところさだかなことは速断しがたいところであるが、六ヶ荘立荘と兩川用水相論がかかわってくることは明らかであり、この点を究明することが六ヶ荘用水相論の基調を解くといえよう。これをもって結びにかえたい。

註① 「経覚私要鈔」第一(『史料纂集』所収)

註2) 文明十七年六月日条、尋尊大僧正記百十九(大乘院一八)

註3) 尋尊大僧正記百二十二(大乘院一八)

註4) 尋尊大僧正記百十九(大乘院一八)

註5) 尋尊大僧正記七(大乘院一一)

註6) 長祿二年五月八日条、尋尊大僧正記七(大乘院一)

たゞ、四十八町荘については次の文明十八(1486)年六月十四日条の「皇宮御忌日於講堂修之、供祈四十八町年貢、天平宝字五年^{註7)}以來不退轉法會也」という文言から立荘時期は容易に考えられ、はやくから興福寺領化していたものと推察しうる〔尋尊大僧正記百二十三(大乘院一八)〕 (1977. 2. 9了)

民俗博物館における収蔵資料の整理

—— その実践的考察 ——

大 宮 守 人

はじめに

今日、各種の博物館では、旧来の珍品・古物の入れ物的施設のイメージから脱却するため、展示や教育普及活動の改善に力を入れて一般に親しまれる開かれた施設であろうとする努力が続けられている。

新しい展示方法の導入や体験学習など、利用者が参加できる企画も種々試みられているが、こうした新しい企画も場当りの考えでは駄目である。最も大切なのは永く続けていける可能性を持つ事であり、その中で改善されてより良い結果が期待できる事である。

そして、この条件を支えるものは、あらゆる種類の資料の収集と整理保管、そして研究意欲に他ならない。

博物館での展示を例にとるならば、その博物館が収集対象とする実物と、その実物を理解し説明するために必要と思われる関連資料が完備されて研究されておれば、どのような展示企画にも即応出来るというものである。

しかしながら現実には、この資料に関する部分がなかなか思うにまかせないというのが実状のようである。

収蔵資料カードを引けば、収蔵庫内での所在やそれに関する写真、ネガ、録音テープ、収録映画フィルムなどの資料が一目瞭然のごとくでない合理的かつ効果的な博物館活動は期待できない。当館の場合もまだまだ程遠いという実状であるが、ここで現状の把握と今後の姿勢への一案を考える事は、博物館学の立場から今後の当館運営に最も必要の一つと思われ、あえて拙文を展開することにする。

I 奈良県立民俗博物館に必要な資料

県内に見られる庶民生活とそれに関連する有形、無形の物事(資料)全てが対象となる。

「公立博物館の設置及び運営の基準」(文部省告示第164号)によると、博物館で扱う資料

について、

第六条 1. 博物館(動物園、植物園及び水族館を除く。)は、実物又は現象に関する資料(以下「一次資料」という。)について、当該資料に関する学問分野、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して、必要な数を収集し、保管し、及び展示するものとする。

とあり、また

4. 博物館は、一次資料のほか、一次資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料(以下「二次資料」という。)を収集し、保管するものとする。

とあるが、当館では実物(復元模型を含む)のみを一次資料(直接資料)、それ以外の全てを二次資料(間接資料)として考えたい。

当館の主な一次資料である民俗文化財(旧民俗資料)は、よく有形資料と無形資料とに分けていわれる場合が多いが、実際は形ある資料でも無形の部分が表裏一体となっており分けて考える事はできない。たとえば、生産・生業に使われた用具にしても、用具そのものは有形資料という事ができるが、それを使って行なう全体の流れや動作、姿勢などに関するものは無形資料といわなければならないだろう。また宮座に関する資料でも衣裳祭器の類は有形資料であるが、祭りの中で行なわれる様々なしぐさや言葉など祭りそのものは無形のものである。有形の一面には必ず無形の一面がついてまわる事になる。

資料一点には必ず一枚の資料カードが作製され、写真や図を添えて採集地、名称、使い方などを記入するわけであるが、有形資料の無形に関する部分はなかなか筆舌に尽しがたく、これを正確に収録するには、分解写真や映画収録、録音などに頼らなければならない。また何でも映画収録に頼れば良いというものでもなく適材適所を考えねばならないが、現時点で可能なかぎりあらゆる手段によって記録した方が、後世への資料として有用な事は明らかである。

ともあれ、現に立体的な実物を一次資料(直接資料)とし、主に収蔵庫内で整理保管を行なうが、資料カードを含むその他のものは二次(間接資料)資料とし、それぞれ図書室(図書、文献類)資料登録整理室、(資料カード、一次資料の写真ネガ、8ミリカラーフィルム、カラースライドフィルム、ビデオテープ、録音テープ)、写真室(民俗調査時の現地撮影ネガ、借用資料写真ネガ、展示使用済のキャプションネガ)、展示資材庫(展示に使用したパネル類)にてそれぞれの二次資料を保管すべく、分類整理作業を進めている(図版1・2参照)。

II 一次資料の整理・保管

1. 開館前の一次資料収集

当館に収蔵されている一次資料の収集は、昭和45年11月、市町村長懇談会での奥田知事の民俗文化財収集、保存の提唱にはじまった。

翌46年10月から早くも県下一斉に、民家を含む民具を中心とした収集活動が開始された。そして、49年11月の開館までに旧吉川家住宅(農家)、旧臼井家住宅(町家)、旧萩原家住宅(農家)、旧木村家住宅(山家)など4棟に及ぶ民家の寄贈が決定または予定されていたのをはじめ、7463点の民俗資料が、当時の民俗公園建設室によって民俗公園と民俗博物館の建設のために収集された。

収集組織は、各市町村内をその担当地域とする専門部員(調査員)を各地域に民間一名市町村職員一名、総計94名に民俗資料の調査収集を委嘱し、市町村職員の所属課を窓口として精力的に推進された。

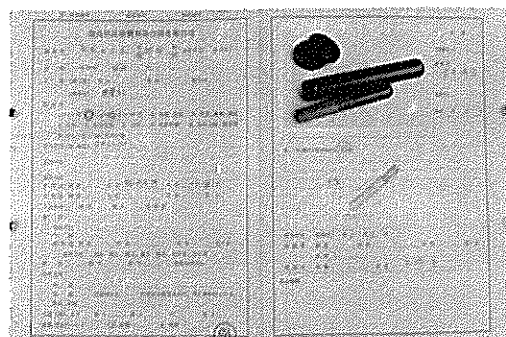
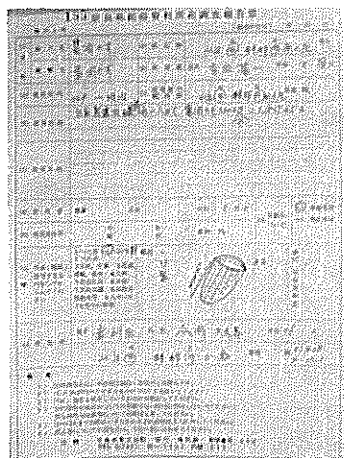
まず、民俗資料所在調査報告票によって各地域の資料所在が報告された。そして所有者の寄贈承諾と同時に正・副2枚の本調査票(奈良県民俗資料総合調査報告票)に写真を添付し、副票は市町村に保管され、正票は民俗公園建設室に入り、審議会民俗部会において14回にわたり審議され承認を得て、仮収蔵庫への移送作業が行なわれた。全く94名の調査員の血と汗の結晶であったといえる。またこの間民俗部会委員と民俗公園建設室職員に

より、直接民俗調査が計6回行なわれた。民俗資料総合調査報告票はその当時の資料カードにあたるものであり、市町村番号(1番奈良市~47番東吉野村)により地域分類されている。また建設室による直接調査は県調査と称して市町村番号の後部に番外で分類されていた。

こうした県下一斉方式により民俗文化財の収集と保存を呼びかけた事で、くらしの文化財としての資料的価値を普及し予想をはるかに上まわる多数の資料を短期に収集出来たうえ調査員各位の努力と資料の無償提供に協力された多数の県民の厚意を民俗公園ならびに民俗博物館の建設という具体的な形に結びつける事が出来た。県民に親しまれる開かれた郷土博物館としての素地を作る事にも役立ったという点で大きな成功をおさめたといえるだろう。県民の総意による後世への財産として、子孫による、これらの資料からの様々な再発見への可能性の第一歩をしるしたといえる。

しかし一方、こうした行政的大規模収集方式は収集時に所有者からの聞きとり調査にきめ細かさを欠き後世に残す民俗文化財としての資料的価値を著しく低下させるので感心しないとする強い批判もあった。放置しておけばどんどん破壊されて行く資料を緻密に調査する事が先か、とにかく収集して屋根の下に置く事が先か種々議論の起こる点である。

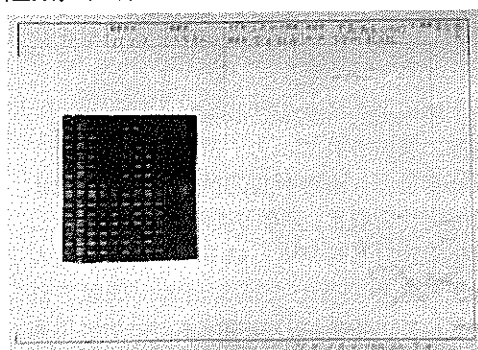
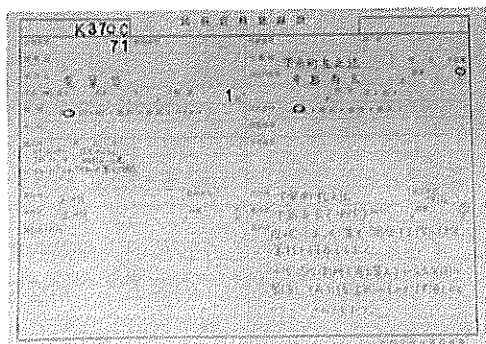
しかし、現にこうして収集してしまったわけであるから現在は今後の事を考えるべきであろう。資料には一点ずつ収集時の荷札が着いているし、民俗資料総合調査票という資料カードも資料一点ずつについて揃っている。調査員によって差はあるが、採集地、品名、用途、旧所有者は最低限記入され写真も付いているのであるから、資料として全く価値がないとはいえない。まして、今収蔵されている場所は単なる死蔵庫ではなく、資料の調査研究、整理保管、教育普及を任務とする博物館であれば全く心配は無用といえるだろうし、活動する近代的な博物館であれば必ず今以上に資料価値を高める事が出来るはずであり、是非ともやりとげなければならぬ事でもある。



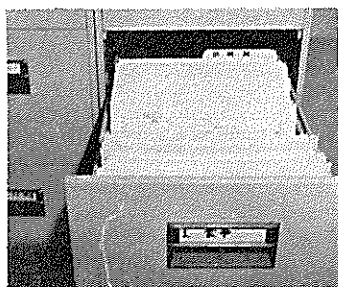
▲民俗資料総合調査報告票（開館前）

▲開館以前の一次資料収集用所在調査報告票

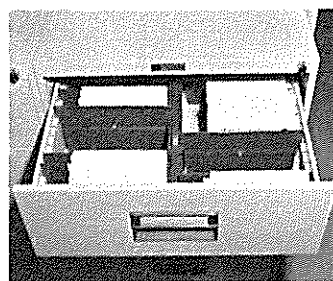
▼民俗資料登録票（資料カード）左＝表・右＝裏



資料カード用分類整理ケース▼



一次資料収録ネガ整理ケース▼



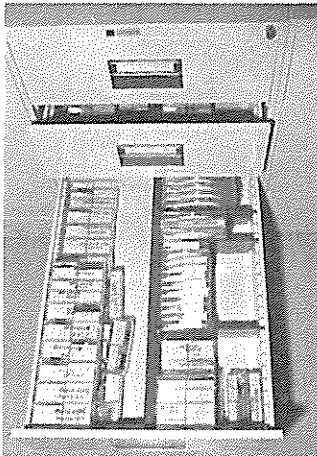
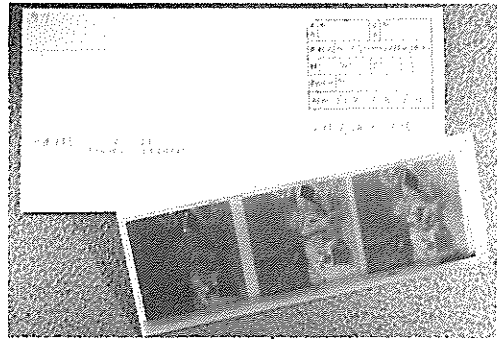
▼収蔵庫内の一次資料





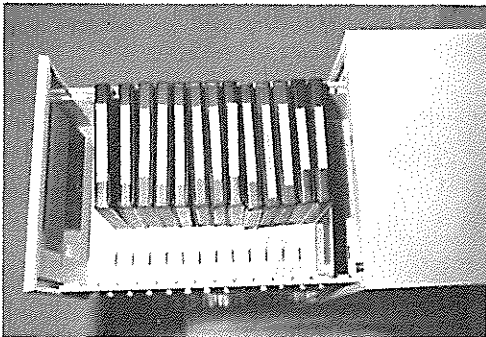
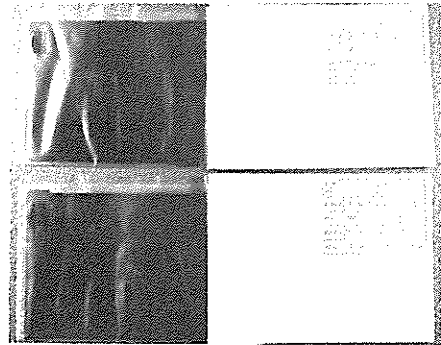
▲調査収録写真整理状況

収録用写真ネガケース▼

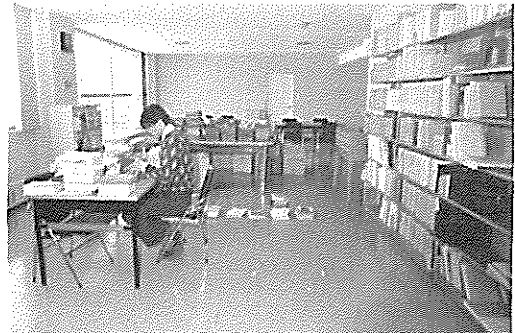


◀ 8ミリ、35ミリ カラーライド収納状況

一次資料収録 4×5版ネガカード ▼



▲ビデオテープ収納状況



▲図書資料の整理

2. 開館後の収集活動

開館後も大規模収集の余熱のためか資料の寄贈の申し出が続いている。しかし今度はすでに収集した資料も数多く、未収集のものか、収集されているが数の少ないものについてのみ寄贈を受けることになった。

収集に関する最も大きな変化は、年1回の特別テーマ展と、その前後にある4回～5回の常設展の企画に伴ない、それぞれのテーマに沿って収蔵庫から資料を抽出し、不足の資料について収集を行なうという展示テーマ中心の方式になった点である。特別テーマ展の場合は、県外の関連資料も借用するが、県内外を問わず借用資料の中にはそのまま寄贈いただく場合も多い。返還した場合も、その資料の所在と共に写真資料として残す事ができ効果的な資料収集活動といえる。

3. 収蔵資料カードの作製

収蔵一次資料の全点数について一点一点民俗資料総合調査票の内容をカード(民俗資料登録票)へ転記する作業を最初にはじめた。分類コードは、県調査と市町村調査の区別をする記号、採集地を示す市町村番号、『民俗資料調査収集の手びき』(文化庁編)による分類を基にした分類記号、各市町村調査と県調査の中における採集順番号からなるもので、数字とアルファベットによる複合コードとなっている。

全点数を転記し、生産生業・衣・食、などの分類記号別にキャビネットに整理して最低限のカード機能を整備することを当面の目標として決定された。

この作業は展示テーマに基づいて収蔵資料の中から抽出したものを中心に、展示のために新たに寄贈されたもの、展示には使用しなかったが同分類の関連資料などを展示を機会に、資料カードの内容充実も兼ねて整理して行こうというねらいを持っている。本来ならば徹底的な資料整理を実施して、先の総合調査報告票と照合し一点一点確認しながら、収蔵庫での分類と保管位置を決定して行かねばならないのであるが、開館している以上、博物館の展示その他の教育普及活動も続けていく必要があり、それらの準備のため資料整理

のみを集中的に行なえないので、展示企画のための調査や収集の成果を資料カードに記入すると同時に関連収蔵資料の整理をも行なおうとするところから出た現状重視の方法である。

整理の対象となる一次資料は、一点一点総合調査報告票と一致するか確認の上、寸法を計測し、採集地、名称、市町村番号などを黒板に記入して撮影し資料カード用の写真とするわけである。

資料カードへは4×5インチ版により撮影された写真をはりつけ、展示テーマによる調査の折に得た成果を記入して、カードの内容を充実する事にし、特に必要なもの以外は実測図は作製しない事になっている。

これは、カード作製の当面の目的を収蔵資料の検索に便を図るためと、大体の概観をつかむという、博物館資料整理・保管の基本を整える事においているためである。

勿論、実測図の価値を低く見たためではなく、博物館資料の基本を先に整備した後に実測図も整備したいと考えるからである。また、資料カードの整備と収蔵庫内での整理が万全であれば、専門研究者への収蔵庫内サービスも一段と向上するものと考えられる。

4. 資料カード用の写真撮影

民俗資料登録票の裏面へは実測図用の空白の横にキャビネット版の写真を一枚はる事になっている。

撮影した写真は資料カードに添付するほか外部の要請に応じて必要な場合は提供しなければならないので、資料写真として完成度の高いものでなければならない。

この様な点も考え、当館では4×5版ビューカメラを採用した。このカメラを採用したのは、持ち運び時の軽便さを除いて、写真の機能を最大限に活用でき、スタジオ内や民家などの建築物の撮影には大きな威力を発揮でき満足するところが多いからである。その主な点を上げると、

- レンズの特性や撮影位置などから生ずる歪みをかなり自由に補正する事ができる。
- 特別な器具を装着しなくても、標準レン

ズでかなりの接写ができる。

- カメラ自体の構造がきわめて単純なため故障が少ない。
- 1コマごとのカットフィルムであるためネガの分類整理が楽である。
- フィルムが大型であるため、品名や採集地、寸法、スケール等を写し込んでも肉眼で容易に識別できる。
- 焼付印画の鮮明さでは小型カメラの追従を許さないほどずばぬけている。

などのメリットがある。

野外における民俗行事の撮影や調査の折は35ミリ一眼レフを使用しており、そのコンパクト性、速写性についてはこれ以上の機能は考えられないほど便利につくられている。しかし、一旦三脚にしばりつけてしまえば、速写性、機動性のための構造もあまり役立たない場合が多い。ましてスタジオでの資料撮影となれば、資料のセッティングや写し込みデータの記入など撮影以前の準備作業に費やす時間や労力の方が大きく、同じ労力をかけるのであれば大型ビューカメラのメリットを生かして完成度の高い資料写真を撮った方が後々のためにも有用であると考え。

ビューカメラ使用による撮影能率は現在のところ二人がかりで1日30から40カット程度である。それ以上は撮影以前の作業が追いつかず消化出来ない。

昭和50年12月から51年12月までの間、延べ作業日数1ヶ月余りによる撮影ならびに整理点数は400点余りである。今後この作業に投入できる労力と時間を大巾にふやし、現像作業の合理化ができれば、飛躍的に整理点数を伸ばすことができるだろう。

5. ネガの整理

撮影済のフィルムは即日現像処理を終え、水洗、乾燥の後ネガカバーに入れ台紙にはり付けて、1枚のカードとし、写し込みデータは台紙に転記してネガ整理用のカードキャビネットに収納される。

ネガの分類整理方法は今のところ未決定であるが、一次収蔵資料に関しては作業の進行状態などから撮影順の通し番号による整理とインデックスカードによる検索法が最も無難

のように思われる。勿論ネガ番号は、収蔵資料カードにも記入し、検索できるようにしたい。

6. 資料カードへの写真添付

ネガからのプリント処理は引伸機によってキャビネサイズのプリントを作成しているが作業方式を改善すれば、もっと能率を向上させる事は可能であろう。

プリントには資料に関するデータが焼きつけられており、撮影時点で確認されているため資料カードとの照合作業はきわめて能率的である。ここまで徹底しておけばあとは接着するだけなのでアルバイトに依頼する事も可能である。現在は学芸員が分担して行っているが、これに要する時間と労力を資料の整理と写真収録に投入できれば一層能率的である。

Ⅲ 二次資料の整理・保管

一次資料に関する資料カードや写真はそれ自体は実物資料ではないという観点から二次資料としている。

1. 借用資料の写真収録

年間1回の特別テーマ展と、4回～5回に及ぶ常設展・コーナー展の企画に伴う借用資料も多数にのぼる。これらの資料の中にはそのまま寄贈を受け、収蔵一次資料となる場合もあるが、多くは一定期間内に返還しなければならないので、その所在地と共にあらゆる角度から撮影した写真記録をカード化し、二次資料として保存する必要がある。

この場合は何枚も連続的に撮影するため35ミリ版や6×7版カメラを使用している。古文書などの場合は35ミリのミニコピーフィルム、絵馬など図柄のある平板なものは全体を4×5版で、部分を6×7版で接写し、細部の風俗描写なども同時に記録しておく。

撮影したフィルムは現像処理の後、必要以外はプリントを作らず、ネガケースに入れて、展示テーマ名、資料名、所有者名、所在地などを記入してカード化している。現在のところ

ろは展示テーマ別に分類整理しているが、もっと数量が増せば、資料名索引による整理も考えねばならない。

2. 調査収録写真資料

この資料は野外で撮影される場合が多く、主に35ミリや6×6版、6×7版が使用され、同一フィルムに様々な内容のものが撮影される事が多い。35ミリの場合は1コマにしてしまうと後々分類整理上扱いに困るので、カメラの使用者には裁断の単位となる6コマを念頭において撮影するか、一本のフィルムには同一内容のものしか撮影しないように依頼している。

民俗行事など時間によって状況が推移する場合など、撮影条件が切迫しているためその様な配慮をしているわけにもいかないので、フィルムの消化枚数が中途であっても撮影内容が全く変わる場合には残りを放棄するように依頼する。またあわただしい撮影などの折は露出調節も思うにまかせない事があるので、撮影条件の報告を受けて現像段階での操作も必要となる。

これらのネガの整理はネガケースに入れて撮影内容における最小分類によってカード化するわけであるが、カードの右肩には、用具、民家、祭り、風景、などとその内容をだまかに表現するタイトルを記入し、左の枠内には行事の名称、撮影地、年月日などのほか、余白には撮影協力者名や、8ミリやカラーライドなどの関連資料の有無なども記入する。

またこの撮影に使う一眼レフなどの小型カメラは機動性、速写性などの追求から構造が複雑化している事や、備品などでは複数の手によって扱われるためトラブルが起り易いので、カメラの管理には十分気を配らねばならない。年に1回はオーバーホールに出すぐらいの配慮は必要であろう。

3. 8ミリとカラーライド資料

物の動きや色彩の表現ができる点、他の写真より豊富な情報内容を持った資料といえる。物の流れや人の動作などの収録の場合は8ミリカメラが最も威力を発揮する。年中行事や芸能、祭りはいうに及ばず、民具の製作

工程や使い方の記録には是非とも必要な手段である。

映画収録は、スチール写真とは異なり時間の推移を撮影するので、行事の展開や工程を順序よく追ひ、補足説明的な内容もその中へうまく組み込んでいかなければならない。

これには、収録対象についての予備知識といくつかの注目点をあらかじめ準備しておく必要がある。カメラ自体は大変便利に使えるようになって来ているが、スチール写真との相異点の把握と、撮影前の準備の有無が、収録フィルムの良非を決定するといえる。また撮影後の編集作業なども滞りなく済ませておかないと資料価値を発揮できないまま埋もれさせてしまうおそれがある。

当館の二次資料収録の中で特筆すべきは、ツボジャクシの製作、モンドリの製作などの技術伝承者を博物館に招き、作業工程の収録を行なっている事である。これは資料収録だけのために招くのではなく、毎月第4日曜日に開催している体験学習講座の講師として来館願っているが、作業工程の実演を伴う行事なので、同時に8ミリをはじめ35ミリカメラでの工程分解写真も収録し、二次資料としている。

この折に撮影した8ミリフィルムで現在、簡単な編集作業を終えて保管されているものは、「むしろおり」「丸薬づくり」「たる丸づくり」「しめなわづくり」「もんどりづくり」「はしづくり」「しゃくしづくり」「おけづくり」などがあり、未編集のものも多くある。また野外の収録資料では、「あさおり」「鏡作神社おんだ祭」「平群町榎原のかんじょうかけ」「桜井市江包・大西のおつなまつり」などが一応順序に従って接続されているものである。

カラーライドフィルムは、一般の白黒写真の機能に加え、色彩による情報量の豊富さと、大映写による広範囲な活用性を備えた資料素材として有用なものである。色調の豊かさや退色性にもすぐれているが、乳剤面へのカビの発生には保管上最も注意を要する。

当館のライド資料は、民俗調査などの折には、同一内容をカラーライドと白黒写真の両方で収録しているのでその量はかなりのものとなっている。後々活用性の高い収録を

行なうためには全てを1人で行なうのではなく、聞きとり調査係、白黒とカラー写真係、8ミリ収録係などを分担するようにしないと中途半端な資料しか残せないで、より高度な調査姿勢を検討する必要がある。

現在のところカラースライドの保管には調査内容と日付を一本単位のプラスチックケースに記入して、収録順にならべてあるだけだが、湿気やカビなどの予防も考慮した、より活用性の高い徹底した分類整理法を検討中である。

4. ビデオテープ、録音テープ資料

両者とも磁気記録素材として共通のものであり、学校教育においても視聴覚教材として広く活用されている。

ビデオテープの活用については、その多くは教育放送番組を録画し、放送時間にしばらくは事なく、カリキュラムの中に番組をとり入れるという使い方が主流であるようだ。

当館の場合もこれと同じ観点から、現在、奈良県教育委員会教育放送課で製作されている社会教育番組、「大和路の文化財」の中から資料として必要と思われるものを収録している。その他、NHK教育テレビや総合テレビからも随時必要なものは二次資料として収録していく予定である。

録音テープは現在のところ2ヶ月に一度開催している民俗講座の記録用として主に利用されているが、今後は、民俗行事や芸能などの調査での活用の他、各地域独特の言葉や表現など、言語学的な資料の収集も録音資料の最も大きな守備範囲としてその方法を研究する必要がある。こうした事は、器材さえ揃えばできるというものではなく、実際の運用に関する方法論が貧弱であると、長続きせず失敗に終わってしまう場合が多いだろう。やがて整備されるであろう当館の録音スタジオの運用については、最も効果的に活用できるよう準備研究を進めている。

5. 図書資料の整備

図書資料は博物館における最もオーソドックスな研究資料であり、一次資料に関する調査研究の基礎となるものである。

収集対象となる図書資料は、歴史学、考古学、地理学、社会学、人類学など民俗学的調査研究の過程で関連して来る人文科学全般にわたる図書という事になるが、現在のところは民俗学の名称のもとに集められた調査資料図書や論文集、国史学の基礎資料や論文集などを中心に、関係の学術雑誌などを整備中である。また、博物館学や教育学、未来学関係の図書資料も整備して、今後における博物館活動の方向を研究する姿勢をも持ちたいものである。ちなみに現有図書資料数は、669件、1千余冊である。学芸員一名が専属的に分類整理と管理にあたり図書索引カードも現在作業途中にある。これも効果的に活用するには書名索引の他に人名索引、部門別索引なども作製しておく必要があろう。

Ⅳ 使える博物館資料への展望

1. 一次資料について

開館以来今日まで、収蔵一次資料の整理は展示テーマを中心に、資料カードの作製と平行して進め、整理点数は400点あまりとなった。

この方式では展示を何回となく入れ替えて行くうちには全点数にわたって整理完了する事になるわけであるが、年間500点以下の整理速度では全部消化するまでに最低16年は必要となり、収集時の資料に対する種々の記憶も消滅してしまう事はまず確実であろう。

そして、ほとんど館内での手作りである展示作業と綿密な資料カード作製ならびに収蔵一次資料の整理作業とを両立させるだけの高度の緊張感を長年にわたって維持し続ける事は不可能に近いといわざるを得ない。

そこでこの際、当館の一次資料整理にワンステップをつけるため、資料カードとしての最少限の機能を発揮させる事を目的とした、徹底的な大規模整理作業の可能性を検討してみる必要があると考える。

仮に1日に50点の整理と写真収録が可能となれば10日で500点、20日で1000点片付けられる。もし半年も続けられれば全部完了するわけである。一日も早く博物館の一次資料とし

ての価値の第一段階に目処をつけたいものである。

2. 二次資料について

とにかく一次資料の基本整理が完了すれば創造性豊かな二次資料のシステム化への道はおのずから開かれるであろう。

二次資料についてもその資料価値を發揮させるためには、活用方法についてのポリシーの確立と、完璧な分類整理によって管理されていないなければならない。現在のところ、当館の二次資料についてはその収集もはじまったばかりで、本格的な分類整理はこれからという状態である。二次資料収録に必要なカメラ、8ミリ、VTR、CVR、なども一通り揃えているわけであるが、情報の入口が揃っただけであり、これらによって入ってくる資料や情報を使いこなすシステム化への歩みはこれからである。

これには様々な情報処理に関する基本技術の習得や器材の整備が必要なわけであるが、博物館に集められた多くの資料は本来どう活用されるべきものなのかという原点に立ち返った議論や研究を、現在の当民俗博物館は最も必要としていると考える次第である。

しかし可能性は大いに有望である。今後10年の間には、県民が等しく祖先の残してくれた生活文化財の中から再発掘される様々な情報を得る事のできる、価値観創造の宝庫として親しまれる施設にまで育て上げたいものである。

奈良県立民俗博物館研究紀要 第1号

発行日 昭和51年3月30日

編集・発行 奈良県立民俗博物館

〒639-11 大和郡山市矢田町545

☎ 07435(3) 3171代

印刷 辻井写真植字店

〒630 奈良市法蓮奈良山町1925

☎ 0742(23) 2087
